第２回歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会	参考資料２
令和３年12月23日	

第１回歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会	資料２
令和３年９月30日	

歯科技工士の業務のあり方等に関する検討について

歯科技工士を取り巻く状況について

日本の人口の推移

○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されている。

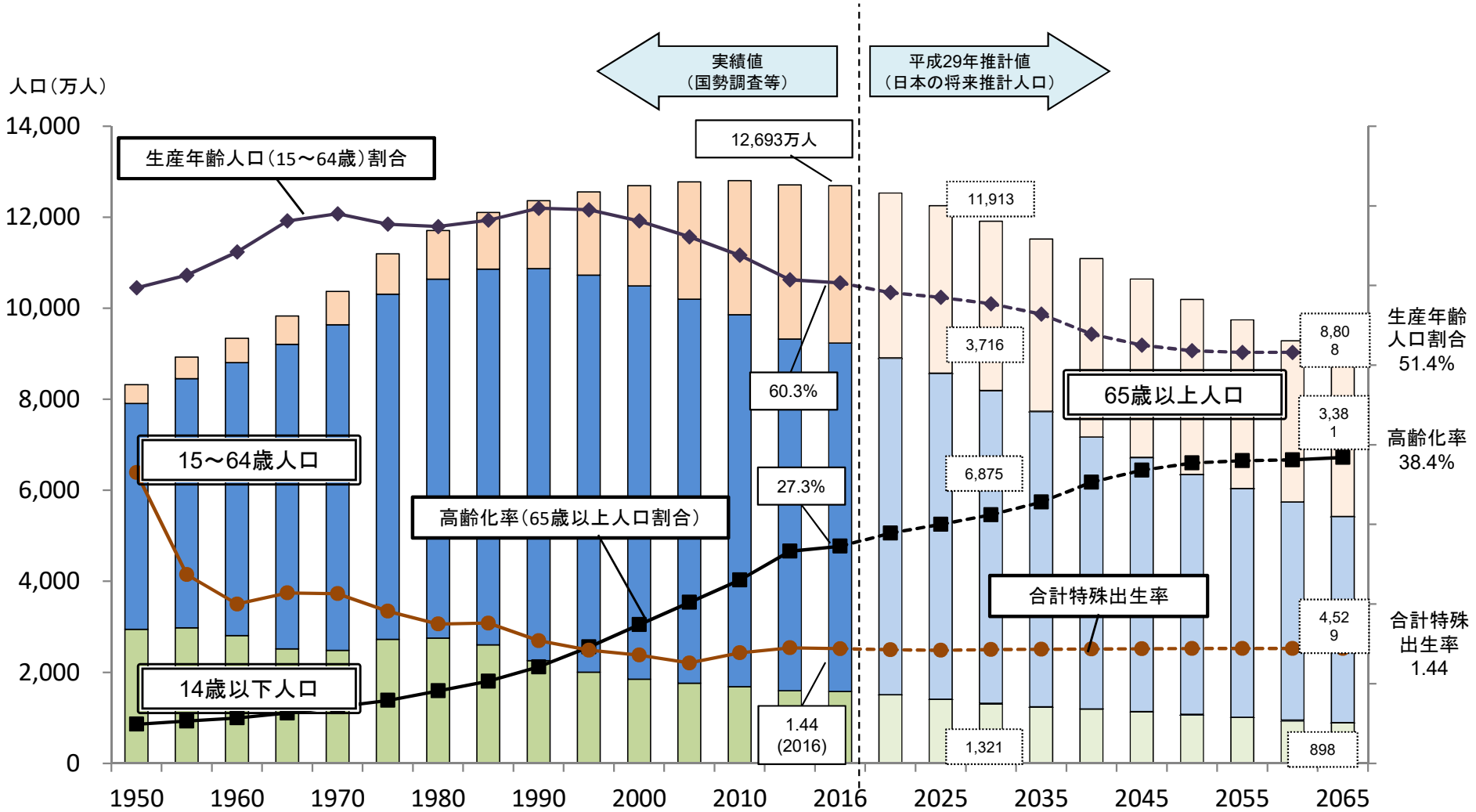

（出所） 2016年までの人口は総務省「人口推計」（各年10月1日現在）、高齢化率および生産年齢人口割合は2015年までは総務省「国勢調査」、2016年は総務省「人口推計」、
2016年までの合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、
2017年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）：出生中位・死亡中位推計」

歯科治療の需要の将来予想（イメージ）

平成30年度診療報酬改定資料一部改編

○　人口構成の変化や、歯科疾患罹患状況の変化に伴い、歯の形態の回復を主体としたこれまでの「治療中心型」の歯科治療だけではなく、全身的な疾患の状況などもふまえ、関係者と連携しつつ患者個々の状態に応じた口腔機能の維持・回復（獲得）をめざす「治療・管理・連携型」の歯科治療の必要性が増すと予想される。

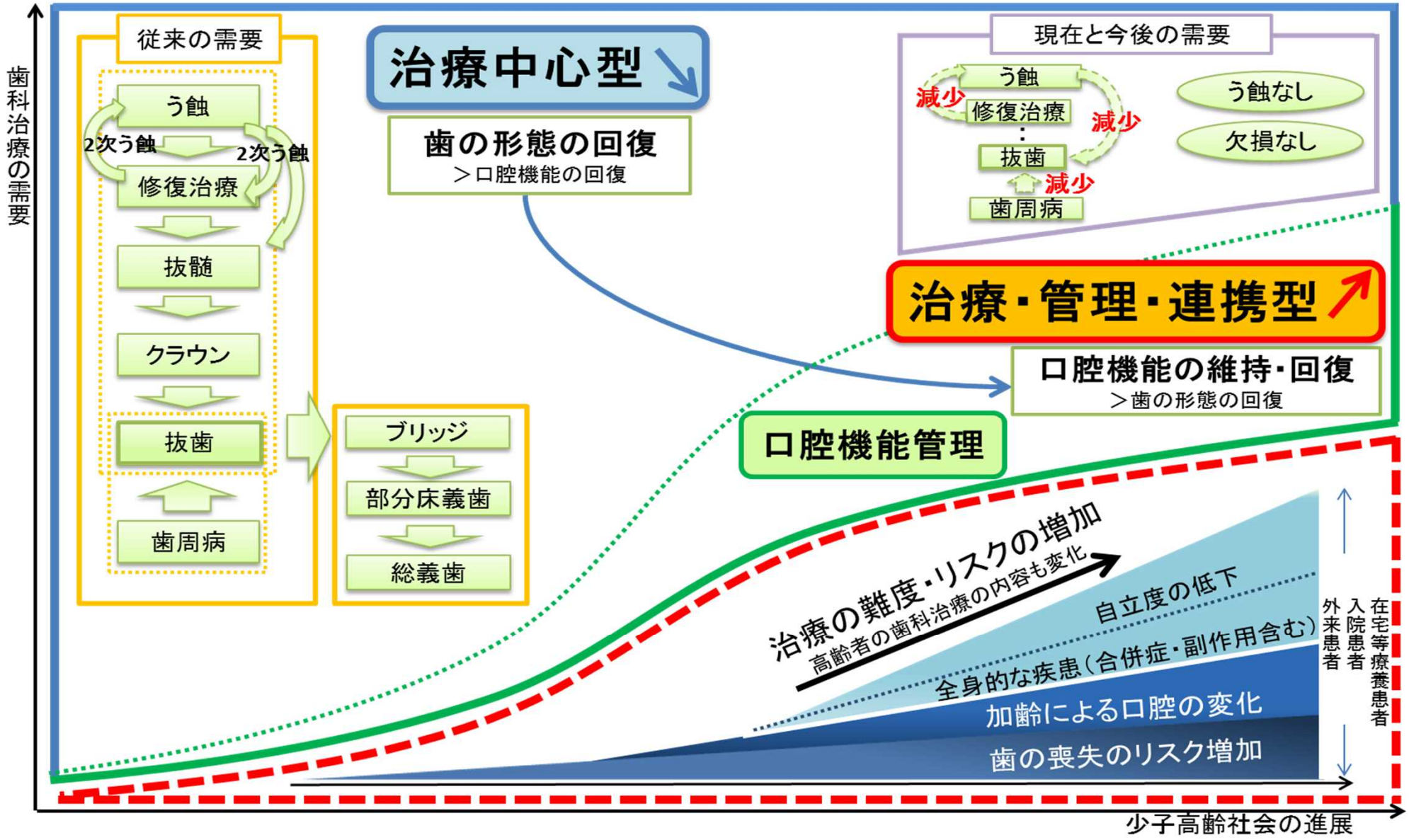

歯科保健医療ビジョン（平成29年12月）

高齢化の進展や歯科保健医療の需要の変化を踏まえた、これからの歯科保健医療の提供体制について、歯科医療従事者等が目指すべき姿を提言したもの。

歯科保健医療の需要と提供体制の目指すべき姿（イメージ図）

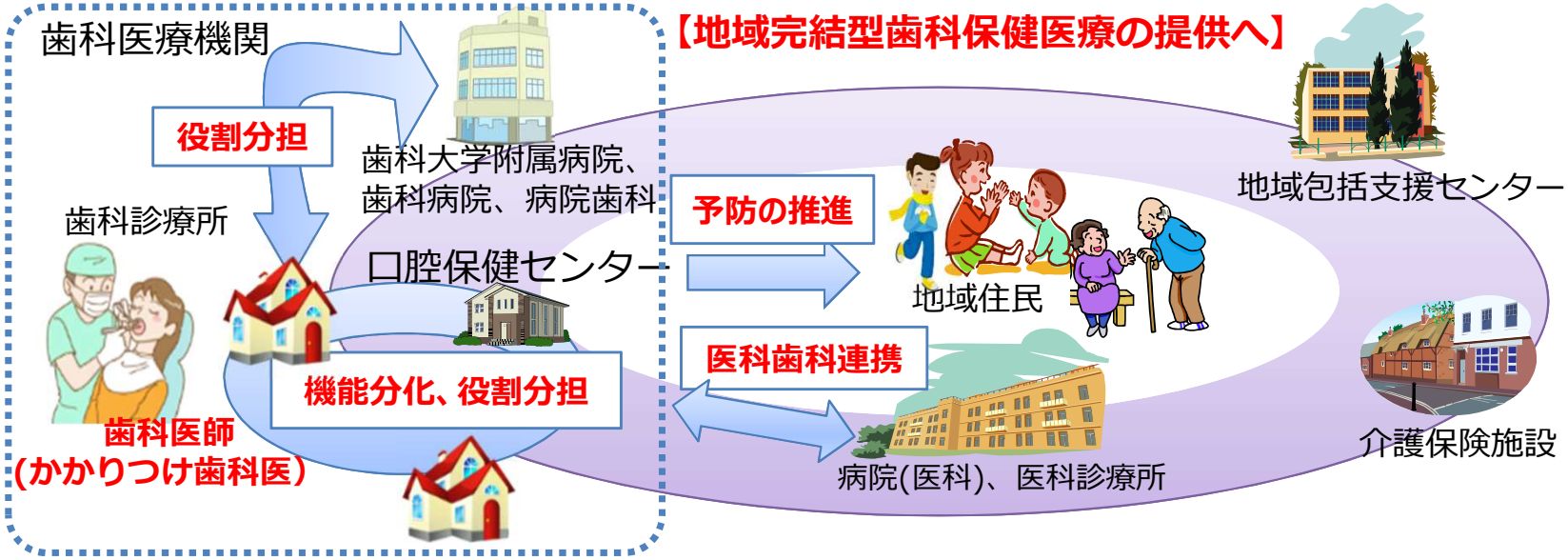

あるべき歯科医師像とかかりつけ歯科医の機能・役割	歯科疾患予防策 具体的な医科歯科連携方策	地域包括ケアシステムにおける歯科医療機関等の役割

◆ 歯科医師の資質向上等に関する検討会

（平成27年1月～座長：江藤一洋（医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長））

＜趣旨＞小児のう蝕罹患率の低下や8020達成者の増加，高齢化の進展に伴う歯科医療機関を受診する患者像の高齢化・多様化等の状況に鑑み、**国民のニーズに基づき質の高い歯科医療を提供すること等を目的**として、**歯科医師の資質向上等に関する事項について総合的に議論**を行う。

年齢階級別の一人平均現在歯数

○ 各調査年を比較すると、すべての年齢階級で一人平均現在歯数は増加傾向にある。
○ 昭和62年と平成28年を比較すると、75～79歳で最も多く増加しており高齢者における増加が顕著である。

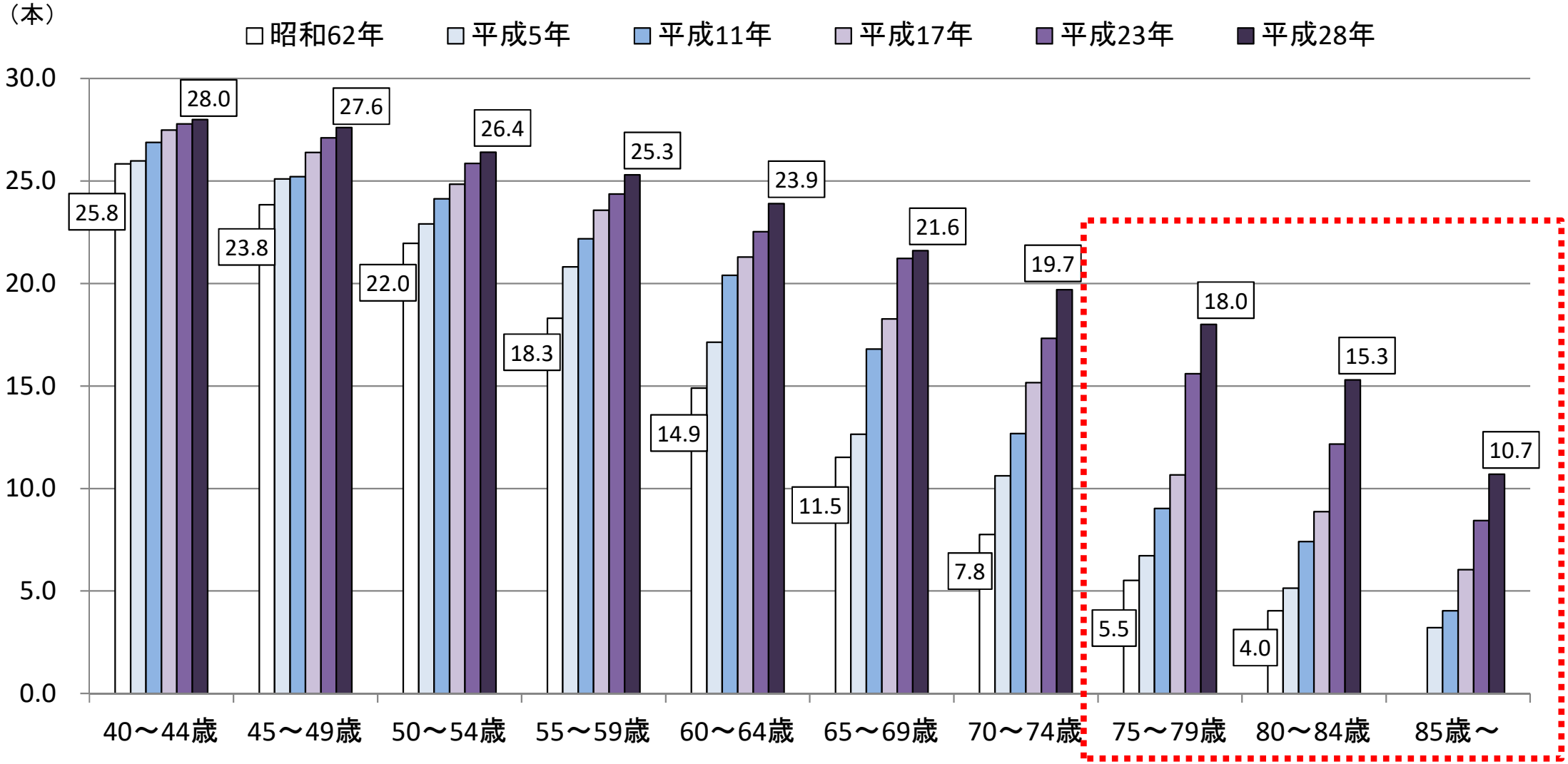

※昭和62年の80-84の年齢階級は参考値 （80歳以上で一つの年齢階級としているため）

出典：歯科疾患実態調査（平成28年から5年周期）

20歯以上を有する者の割合の割合

○ 20歯以上を有する者の割合は、各年齢層において増加傾向にあり、80歳で20歯以上を有する者の割合は、 平成17年調査において20%を超え、平成28年調査において50%を超えた。

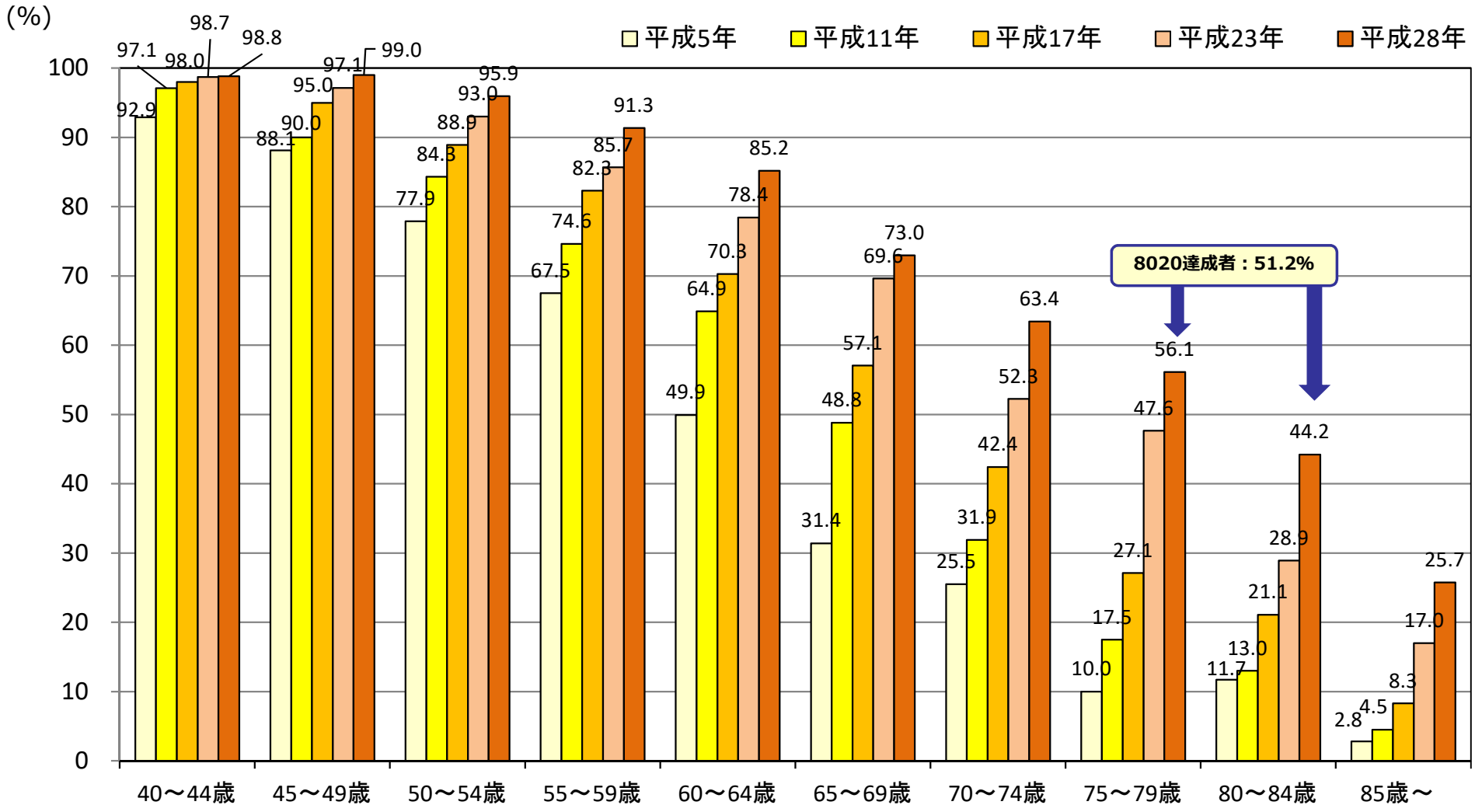

（歯科疾患実態調査、平成28年から5年周期）

歯冠修復・歯冠補綴の実施状況

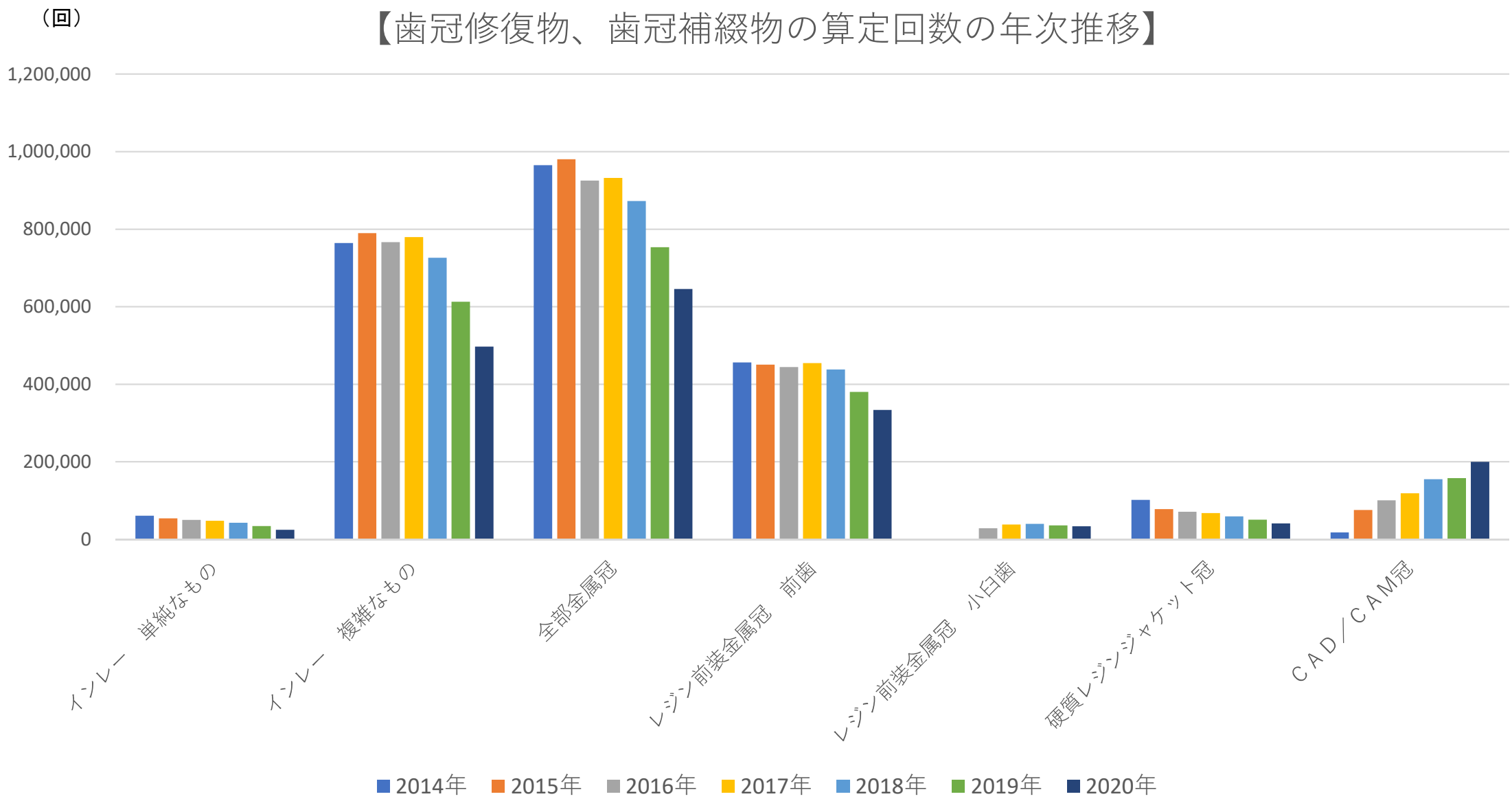

※6月審査分
※2014年は抽出調査による推計、2015年からはNDBに蓄積されたものによる全数集計
（出典:社会医療診療行為別統計）

有床義歯の製作状況

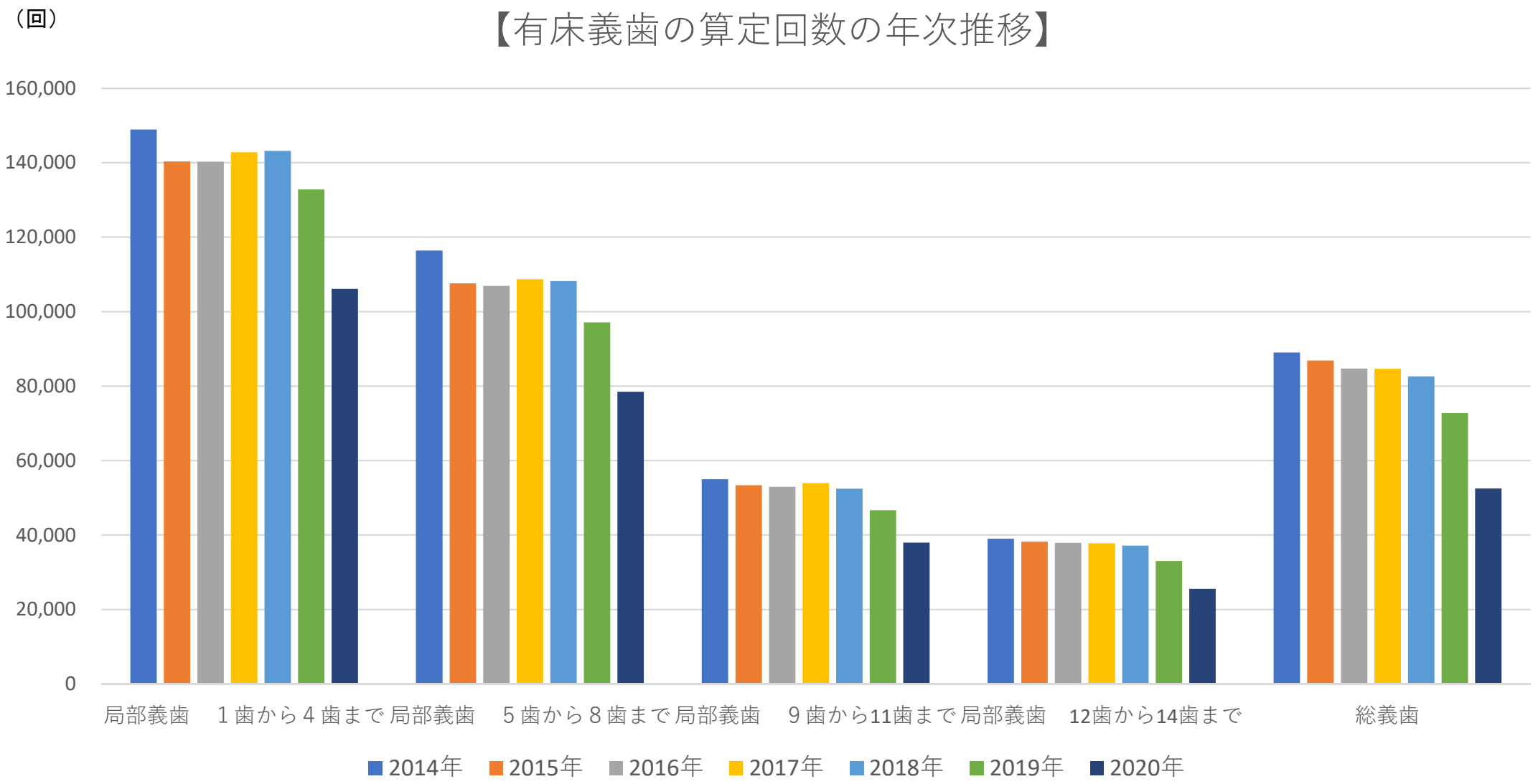

※6月審査分
※2014年は抽出調査による推計、2015年からはNDBに蓄積されたものによる全数集計
（出典:社会医療診療行為別統計）

歯科保健医療に関する施策の方向性等

「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和３年６月18日閣議決定）（抜粋）

全身との関連性を含む口腔の健康の重要性に係るエビデンスの国民への適切な情報提供、生涯を通じた切れ目のない歯科健診、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防にもつながる歯科医師、歯科衛生士による歯科口腔保健の充実、歯科医療専門職間、医科歯科、介護、障害福祉機関等との連携を推進し、歯科衛生士・歯科技工士の人材確保、飛沫感染等の防止を含め歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む。今後、要介護高齢者等の受診困難者の増加を視野に入れた歯科におけるＩＣＴの活用を推進する。

歯科技工士免許登録者数等の年次推移

○　平成30年度の**歯科技工士免許登録者数は120,157人　業務従事者数は34,468人**

○　歯科技工士免許登録者数のうち就業者の割合（就業割合）は、**減少傾向であり平成30年度では28.7%**

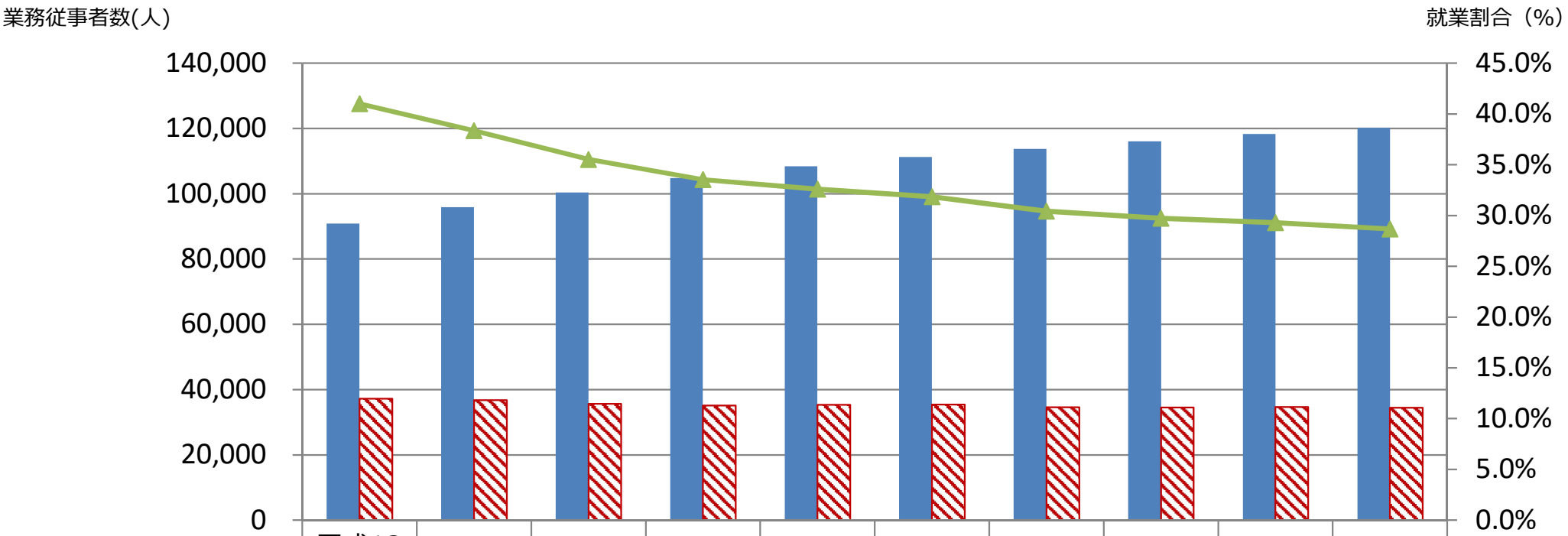

	平成12年度	14年	16年	18年	20年	22年	24年	26年	28年	30年
免許登録者数	90,825	95,838	100,381	104,794	108,406	111,191	113,726	116,006	118,271	120,157
業務従事者数	37,244	36,765	35,668	35,147	35,337	35,413	34,613	34,495	34,640	34,468
就業割合（%）	41.0%	38.4%	35.5%	33.5%	32.6%	31.8%	30.4%	29.7%	29.3%	28.7%

（出典：衛生行政報告例、歯科医療振興財団調べ）

就業歯科技工士（年齢階級別）の年次推移

○　就業歯科技工士のうち**50歳以上の者は増加傾向であり平成30年度で50.0%**

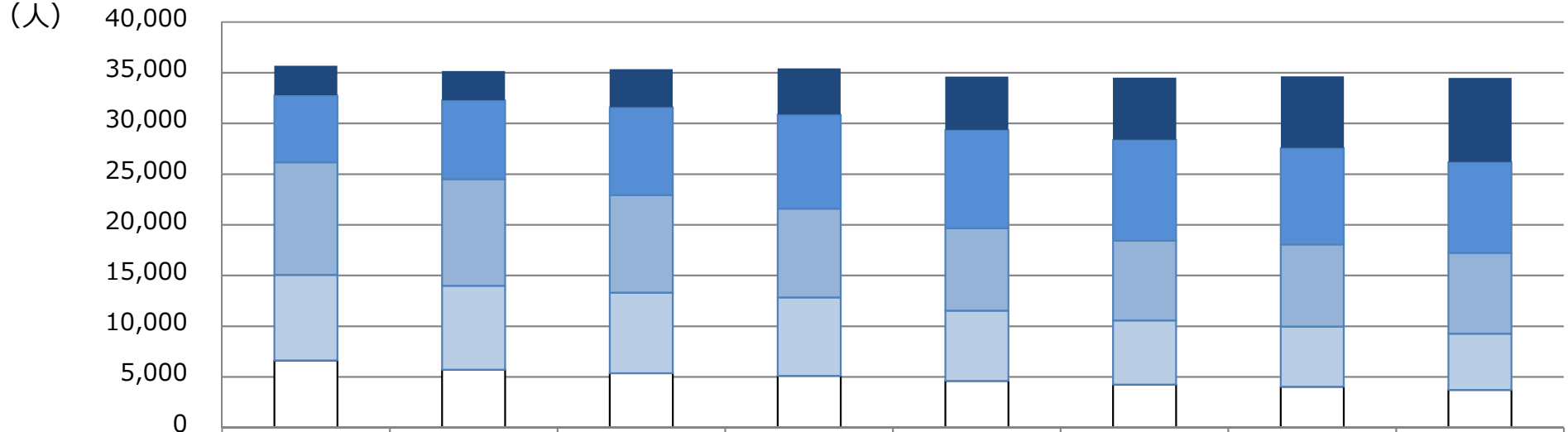

	平成16年度	18年	20年	22年	24年	26年	28年	30年
■ ６０歳以上	2,899	2,876	3,738	4,555	5,269	6,114	7,068	8,289
■ ５０～５９歳	6,597	7,775	8,673	9,256	9,681	9,954	9,518	8,960
■ ４０～４９歳	11,116	10,506	9,606	8,770	8,128	7,859	8,077	7,950
■ ３０～３９歳	8,438	8,282	7,963	7,718	6,933	6,315	5,936	5,543
□ ２９歳以下	6,618	5,708	5,357	5,114	4,602	4,253	4,041	3,726

（参考）

合計	35,668	35,147	35,337	35,413	34,613	34,495	34,640	34,468
50歳以上	9,496	10,651	12,411	13,811	14,950	16,068	16,586	17,249
50歳以上割合	26.60%	30.30%	35.10%	39.00%	43.20%	46.60%	47.90%	50.00%

（出典：衛生行政報告例）

就業歯科技工士（男女別）の年次推移

○ 就業歯科技工士のうち女性が占める割合は増加傾向であり、平成30年で約20%

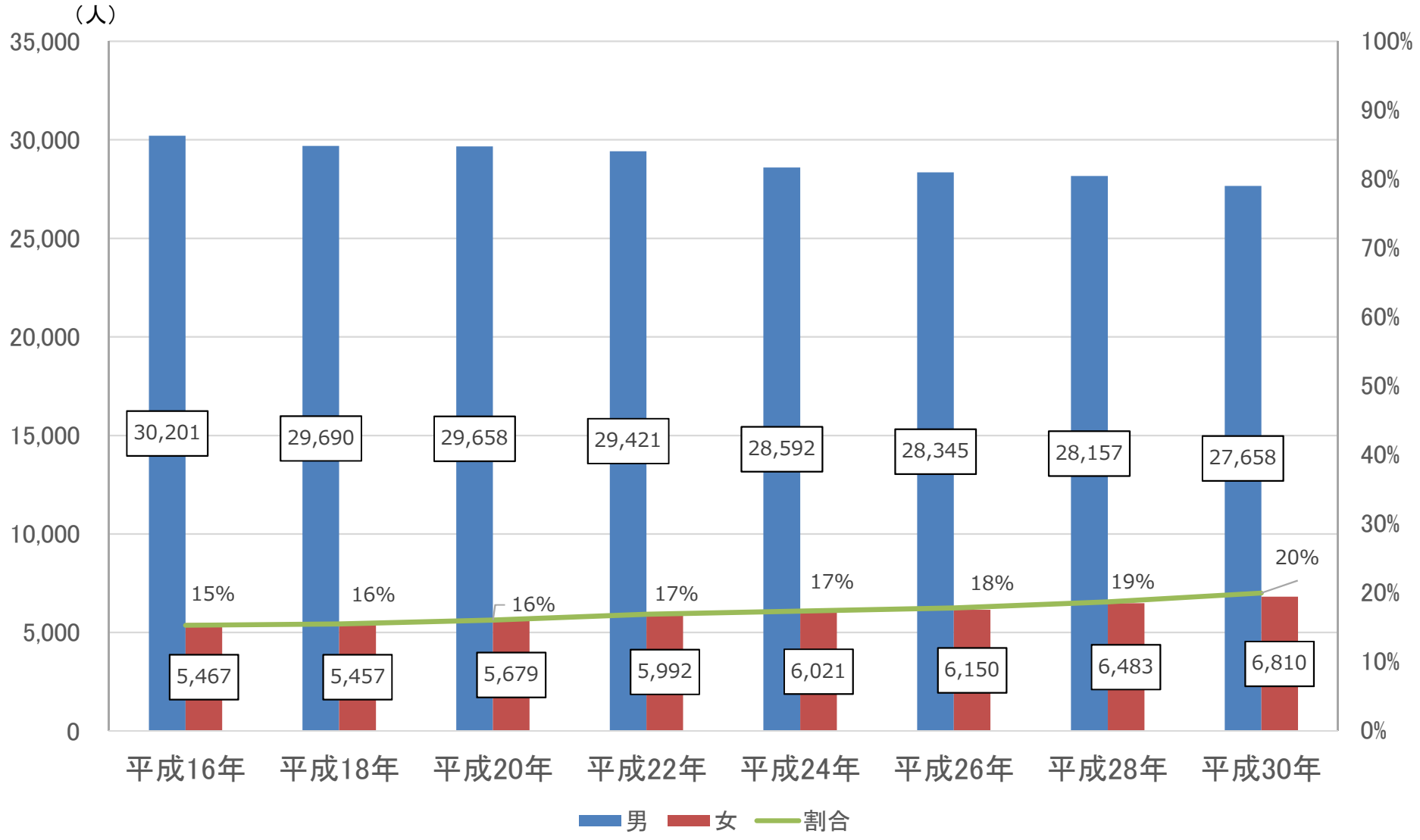

（出典：衛生行政報告例）

就業場所別就業歯科技工士数の推移

○ 就業場所は、歯科技工所が約7割を占め、病院・診療所は年々減少傾向。

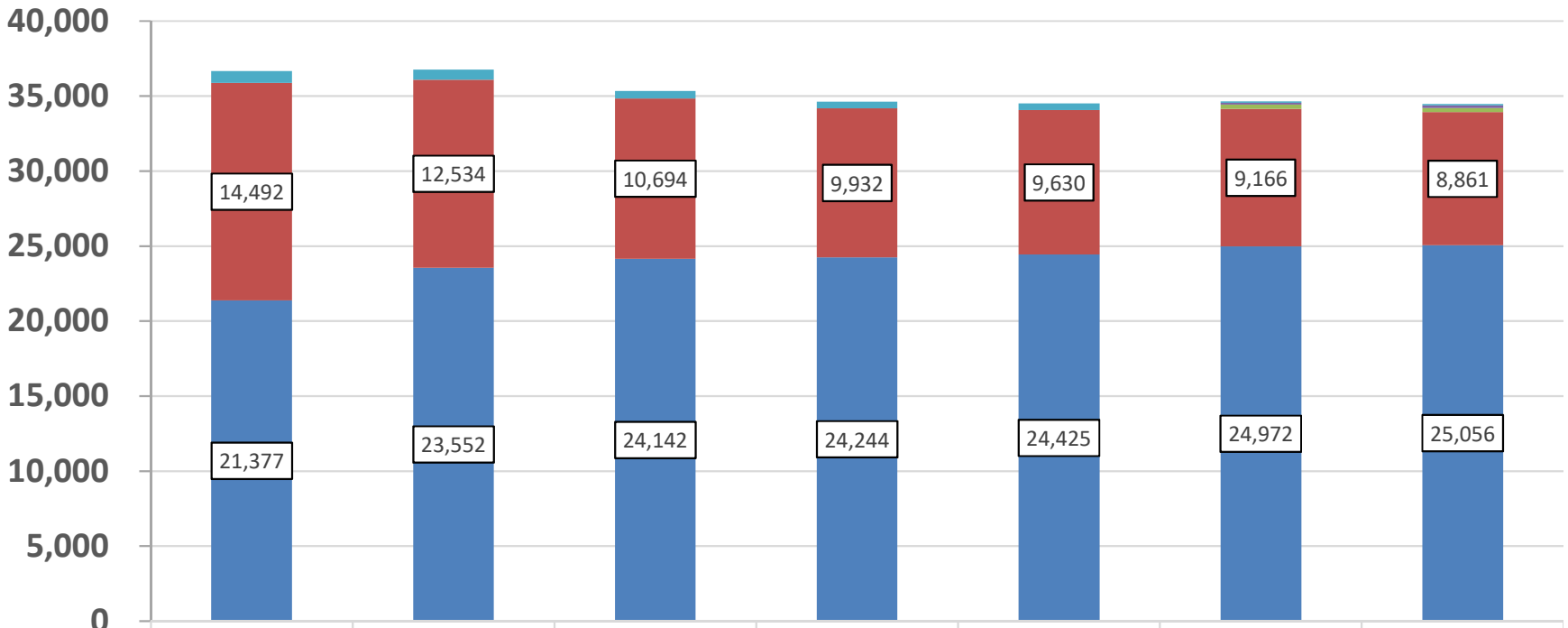

	平成8年	平成14年	平成20年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年
その他	783	679	501	437	440	93	101
事業所						118	176
歯科技工士学校又は養成所						291	274
病院・診療所	14,492	12,534	10,694	9,932	9,630	9,166	8,861
歯科技工所	21,377	23,552	24,142	24,244	24,425	24,972	25,056

（出典：衛生行政報告例）

年齢階級別の就業場所（男女別）

○　男性・女性共に歯科技工所での勤務の割合が多い。

○　男性と比較して女性は病院・診療所での勤務の割合が多い。

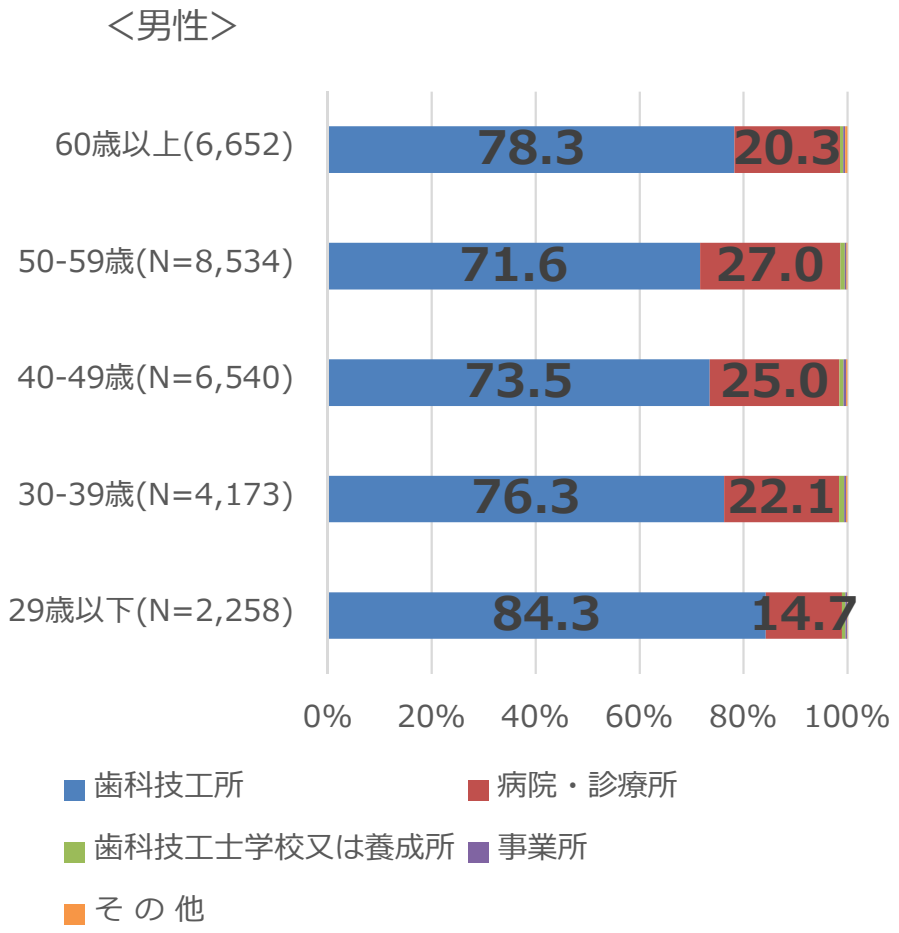

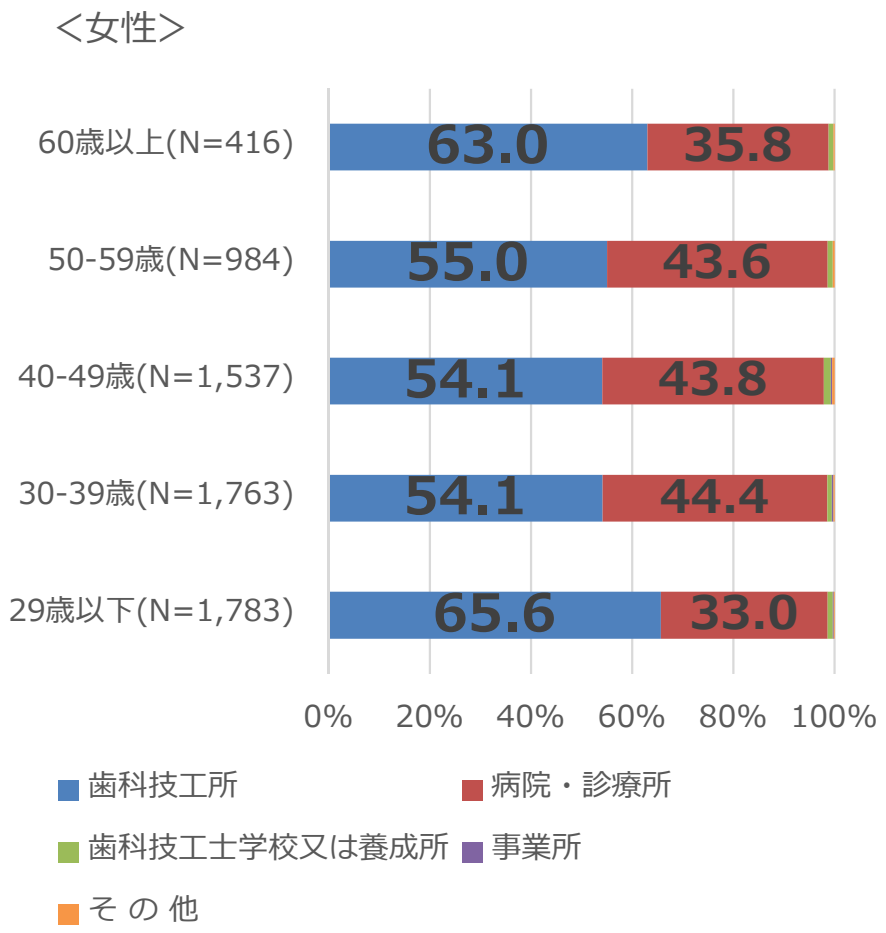

（出典:平成28年衛生行政報告例）

規模別歯科技工所数の推移

○ 規模別（就業歯科技工士数別）歯科技工所数は、年々増加傾向にあり、平成30年で16,102箇所。

○ 平成28年と平成30年を比較すると、「1人」よりも「10～19人」「20人以上」の増加の程度が大きくなっている。

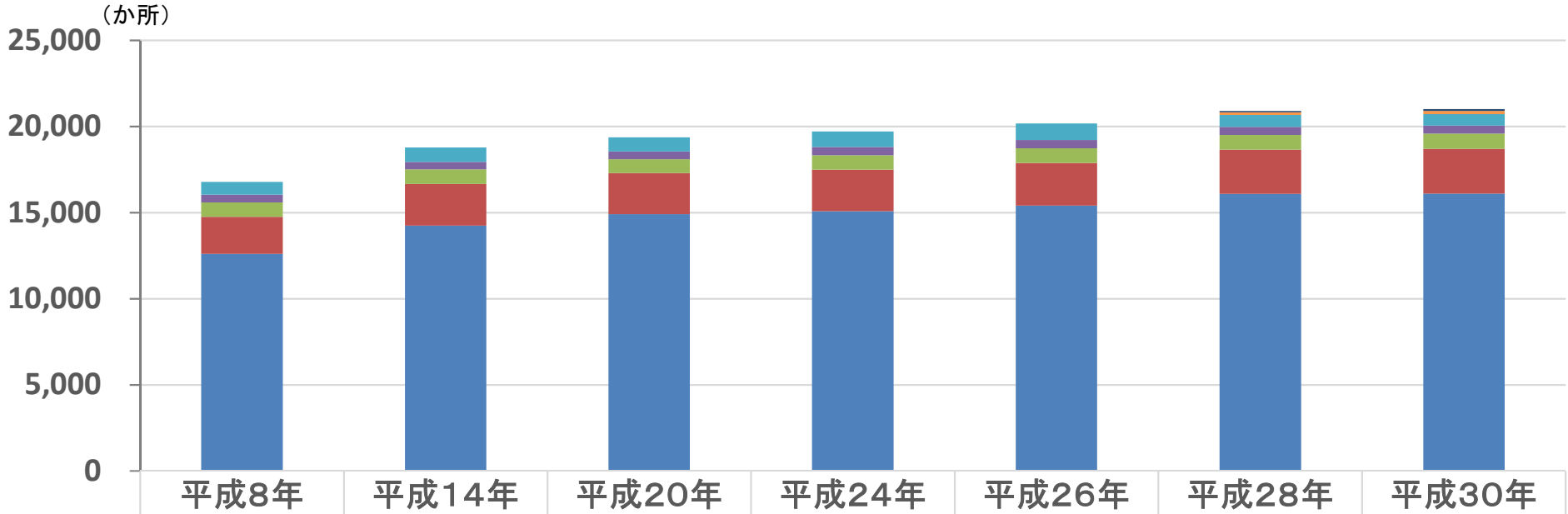

	平成8年	平成14年	平成20年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年
20人以上	※平成26年までは5名以上としていたものを、平成28年より5～9名、10～19名、20名以上と項目を細分化					86	107
10～19人						157	176
5～9人	740	826	823	903	957	693	672
4人	450	442	451	469	474	463	468
3人	845	842	802	835	851	852	875
2人	2,139	2,423	2,394	2,426	2,475	2,564	2,604
1人	12,605	14,239	14,899	15,073	15,409	16,091	16,102

（出典：衛生行政報告例）

規模別歯科技工所の割合の推移

○ 規模別（就業歯科技工士数別）歯科技工所数は、就業歯科技工士が「1名」の歯科技工所が最も多く、平成30年時点で76.7%を占める。

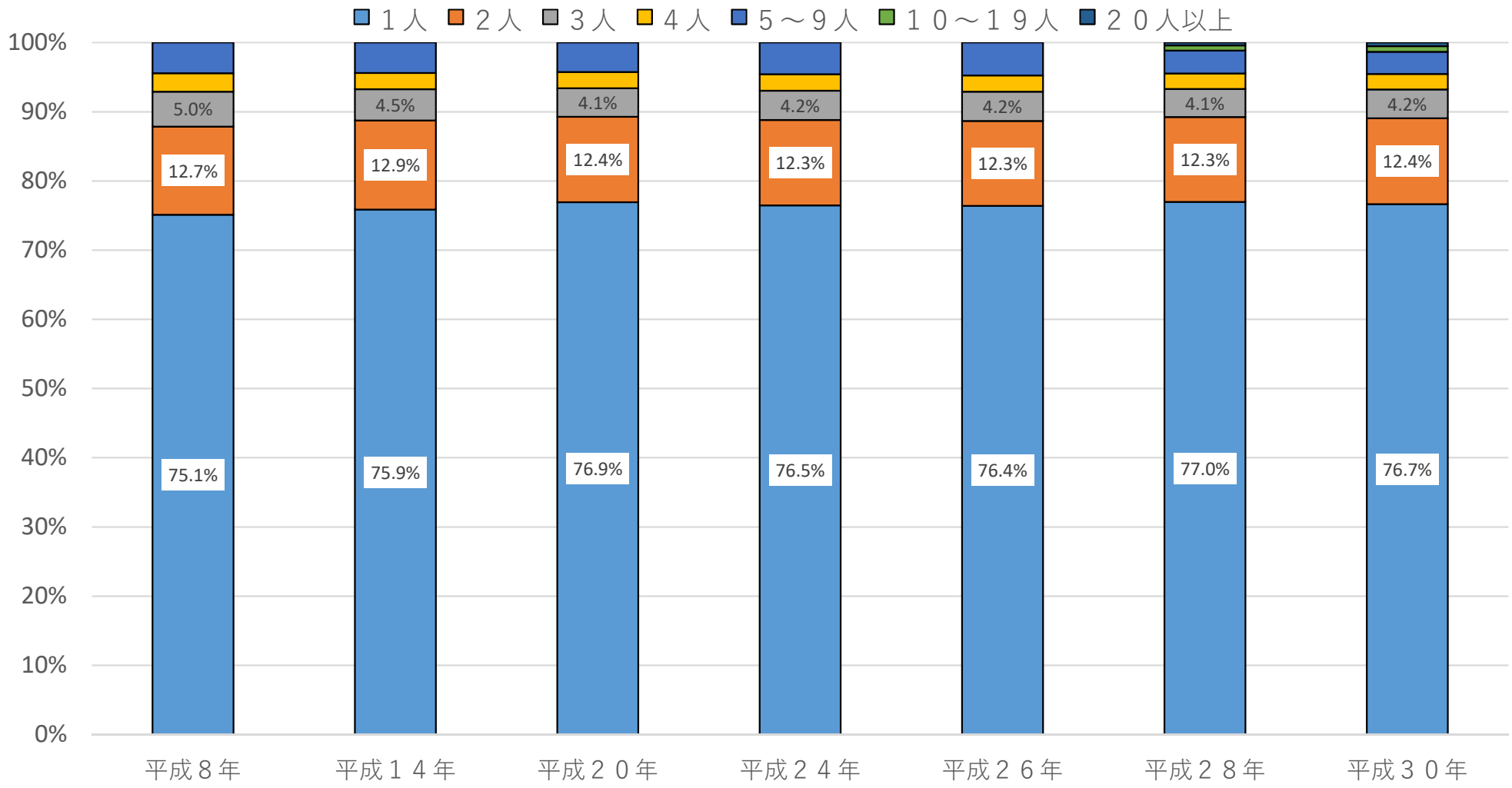

（出典：衛生行政報告例）

参考

都道府県別の歯科技工所数

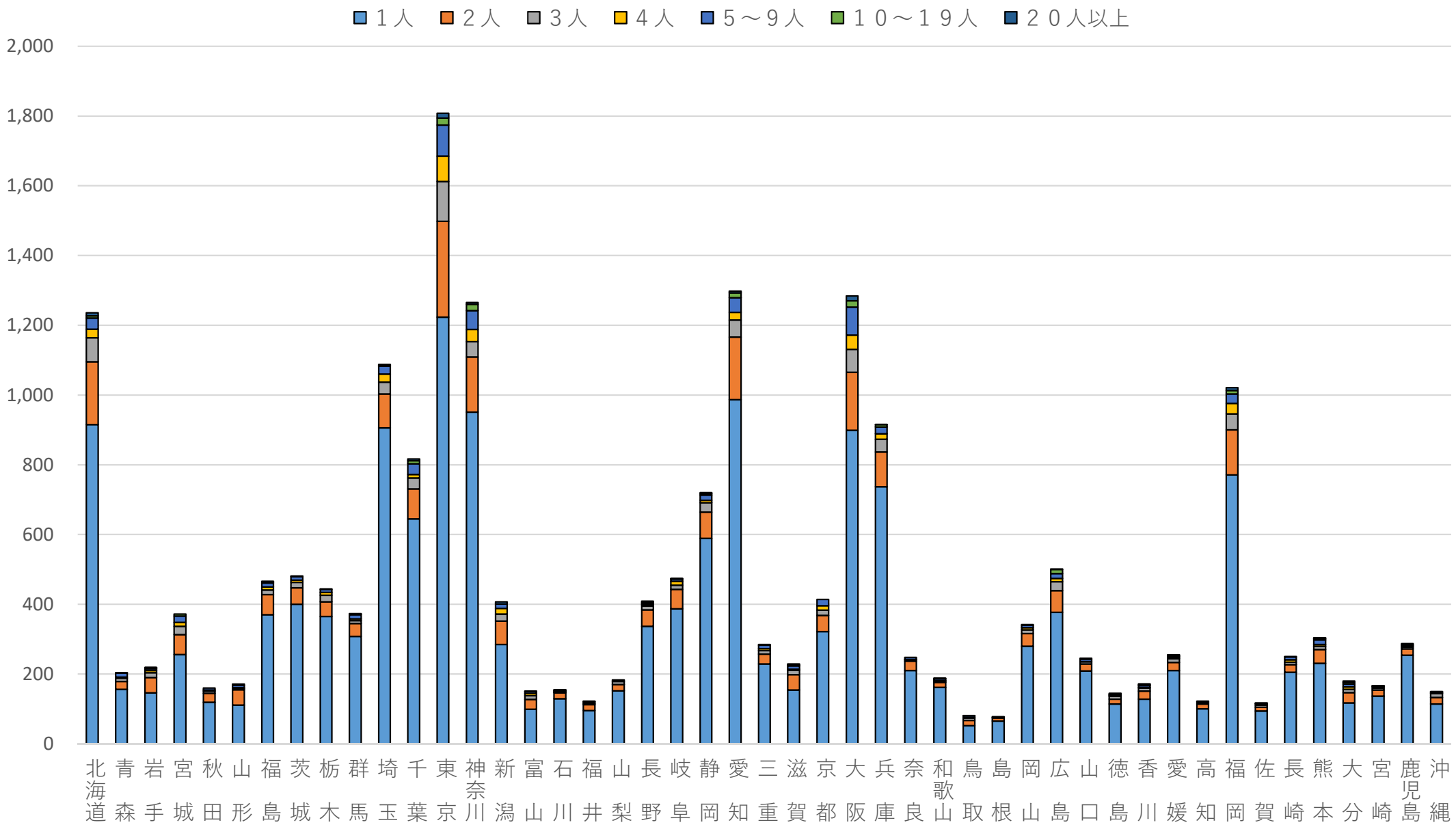

（出典:平成30年衛生行政報告例）

参考

歯科技工所の規模別割合（都道府県別）

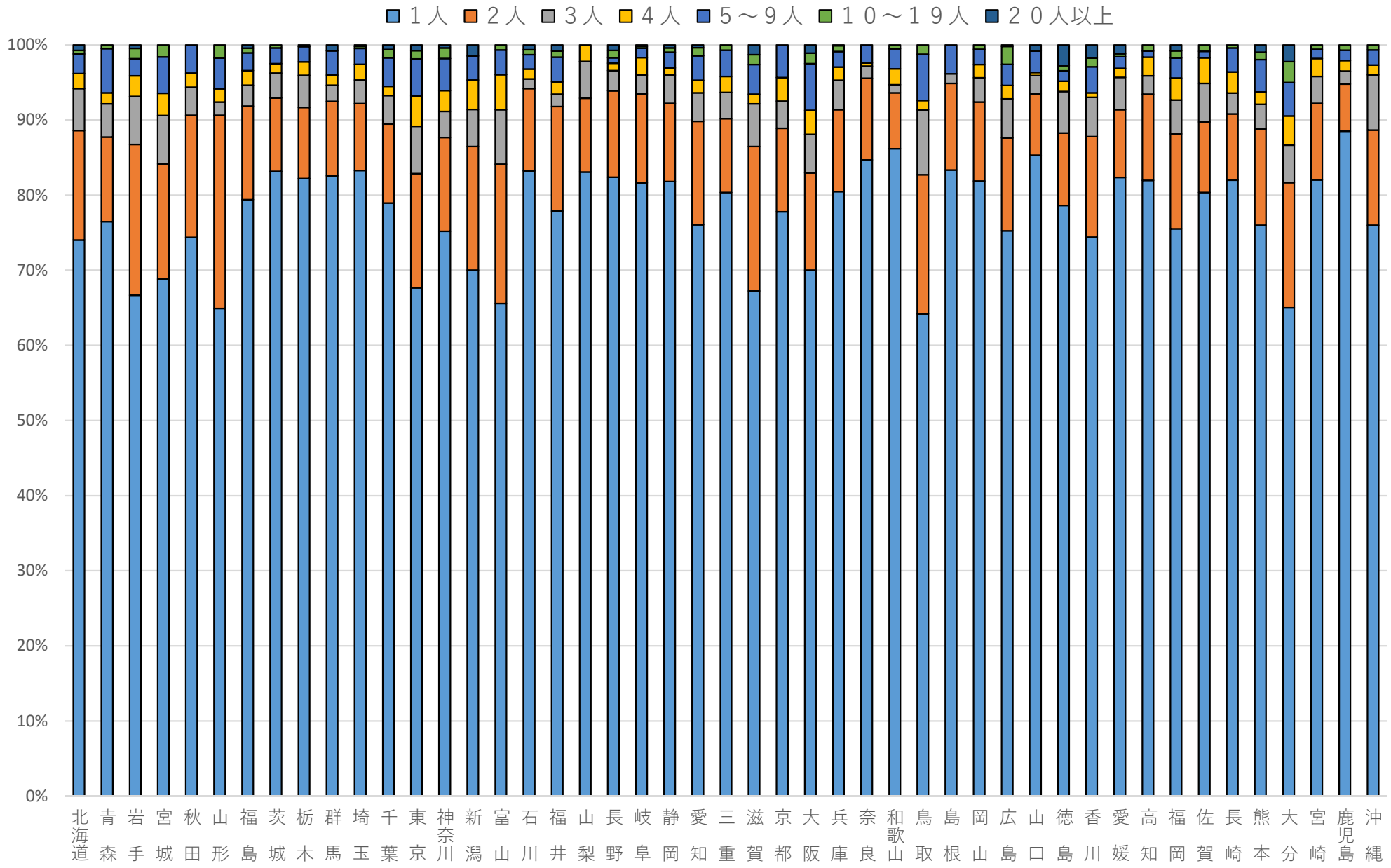

（出典:平成30年衛生行政報告例）

歯科技工士学校養成所数及び入学者数

○歯科技工士学校養成所数は、平成3年度の72校から年々減少し、令和2年度で47校となっている。

○入学者数も減少傾向であるが、令和2年度は1,003名と平成31年度（927名）と比較すると微増している。

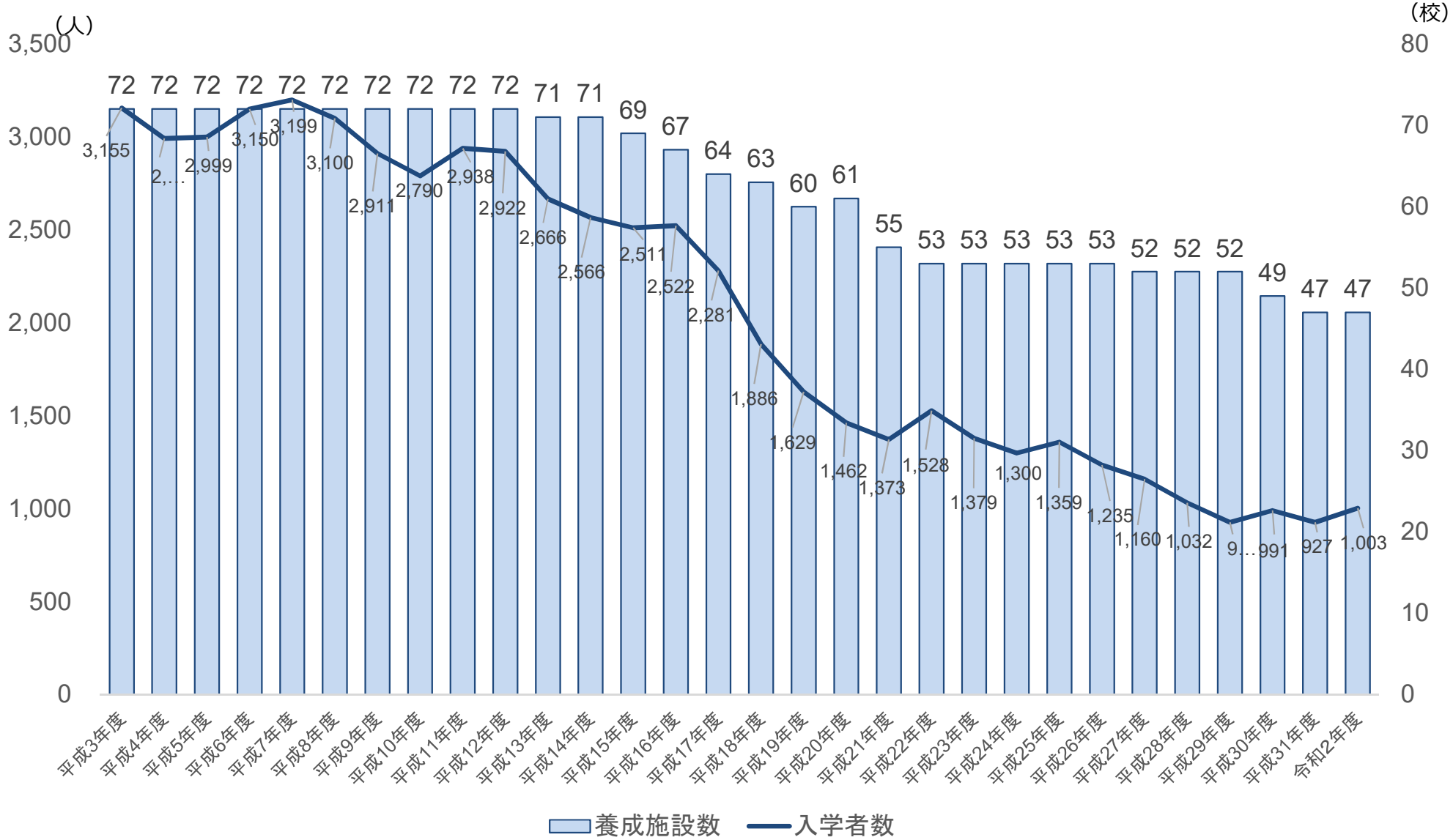

※ただし、養成所数は当該年度において入学者を募集している施設数を示す。

（全国歯科技工士教育協議会調べ）

歯科技工士養成過程の内訳

○ 歯科技工士の養成課程のうち、約8割が2年制課程。
○ 3年制課程のうち、昼間課程であるものは2課程のみで、残り4課程は夜間課程。

	都道府県知事指定	文部科学大臣指定				計
		大学	短期大学	専修学校	特別支援学校	
2年制	36	-	2	3	-	41
3年制	4 ※内夜間3	-	-	1 ※内夜間１	1	6 ※内夜間4
4年制	-	3	-	-	-	3
計	40	3	2	4	1	50課程 （47施設）

注1：都道府県知事指定施設には、従前の厚生労働大臣指定施設が含まれる。
注2：令和2年4月1日現在。
注3：学生募集を停止をしており、当該年度に入学者がいない課程は除く。

歯科技工士学校養成所の教育内容の単位化（大綱化）等

○　歯科技工士の教育カリキュラムについて、現行の時間制から単位制に見直しを行うとともに、教員の要件についても見直しを行った。
○　併せて、歯科技工士養成所指導ガイドラインにおいて、細部にわたって定められていた教育内容についても大綱化を行った。

（改正前）

学科目	総時間数
外国語	30
造形美術概論	15
関係法規	15
歯科技工学概論	50
歯科理工学	220
歯の解剖学	150
顎口腔機能学	60
有床義歯技工学	440
歯冠修復技工学	440
矯正歯科技工学	30
小児歯科技工学	30
歯科技工実習	520
小計	2,000
選択必修科目	200
合計	2,200

備考
1　歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学及び小児歯科技工学の教育については、基礎実習教育を含む。
2　歯科技工実習は、少なくとも、学生又は生徒10人に対し1人の割合の歯科医師又は歯科技工士によって教育するものとする。
3　選択必修科目は、本別表に掲げる科目のうち、外国語及び造形美術概論以外の科目から選択して講義又は実習を行う。

教員の要件

歯科医師２人以上を含む適当な数の教員を有し、かつそのうち３人以上は歯科医師又は歯科技工士である専任教員であること。

（改正後）

教育内容		単位数
基礎分野	科学的思考の基盤	5
	人間と生活	
専門基礎分野	歯科技工と歯科医療	3
	歯・口腔の構造と機能	7
	歯科材料・歯科技工機器と加工技術	7
専門分野	有床義歯技工学	12
	歯冠修復技工学	13
	矯正歯科技工学	2
	小児歯科技工学	2
	歯科技工実習	11
合計		62

備考
1　単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項の規定の例による。
2　歯・口腔の構造と機能、歯科材料・歯科技工機器と加工技術、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学及び小児歯科技工学の教育については、基礎実習教育を含む。
3　歯科技工実習は、少なくとも、学生又は生徒10人に対し1人の割合の歯科医師又は歯科技工士によつて教育するものとする。

教員の要件

適当な数の教員を有し、かつそのうち３人以上は歯科医師又は歯科技工士である専任教員であること。

※施行日等　公布日：平成29年11月10日
施行日：平成30年4月1日

歯科技工士学校養成所1学級定員の見直し

○ 「歯科技工士学校養成所指定規則」を令和3年3月31日に改正した。

「歯科技工士学校養成所指定規則」

令和3年4月1日施行

（昭和31年2月24日厚生省令第3号、改正令和3年3月31日文部科学省令/厚生労働省令第3号）

（指定規則第第2条第5号の改正内容）
養成施設の指定基準における1学級の学生又は生徒の定員について、現行の「10人以上」という下限を撤廃するとともに、現行の「35人以内」という上限を「30人以内」に改める。また、改正後の「30人以内」という上限については、授業の方法及び設備等の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りではないこととする。

歯科衛生士及び歯科技工士の就業状況等に基づく安定供給方策に関する研究

歯科衛生士及び歯科技工士の就業状況等に基づく安定供給方策に関する研究

- 歯科衛生士・歯科技工士養成施設の卒業生（卒後3年以上、過去約10年）を対象に、養成施設に入学した理由や、卒後の就業状況、職歴等について実態調査を行い、近年の就業動向等を検証。
- 実態調査の結果に基づき、歯科衛生士・歯科技工士の就職率の向上及び離職率の低下のための具体的な方策を検討。

◆ 研究期間　：2年（平成29年度～平成30年度）
◆ 研究代表者：東京医科歯科大学　須田英明名誉教授

【結果の概要】
- 歯科技工士として就業していない者が離職した年齢は20歳代が多かった。
- 歯科技工士として就業していない者が、歯科技工士としての仕事を辞めた理由（離職理由）として、「給与・待遇の面」「仕事内容への不安」が上位を占め、次いで、「健康面」「人間関係」などの回答が多くみられた。

結果の概要 ③

■ 現在，歯科技工士として就業していない者が，歯科技工士としての仕事を辞めた理由（離職理由）について得られた回答を示す．

■ いずれの施設においても，「給与・待遇の面」「仕事内容への不安」が上位を占めており，次いで，「健康面」「人間関係」などの回答が多くみられた．

表４　歯科技工士を離職した理由

	A校		B校		C校		D校	
	n	割合(%)	n	割合(%)	n	割合(%)	n	割合(%)
総　数	92	100.0	68	100.0	138	100.0	5	100.0
仕事内容への不安	42	45.7	22	32.4	72	52.2	4	80.0
給与・待遇の面	53	57.6	28	41.2	80	58.0	3	60.0
人間関係	27	29.3	14	20.6	40	29.0	1	20.0
家庭等の事情	6	6.5	4	5.9	9	6.5	0	0.0
結婚	11	12.0	11	16.2	14	10.1	0	0.0
出産・育児	13	14.1	10	14.7	5	3.6	0	0.0
家族等の介護	1	1.1	2	2.9	1	0.7	0	0.0
健康面	32	34.8	16	23.5	42	30.4	0	0.0
歯科以外への興味	14	15.2	14	20.6	22	15.9	0	0.0
その他	23	25.0	18	26.5	39	28.3	1	20.0
無回答	1	1.1	4	5.9	4	2.9	0	0.0

色塗りは各施設における回答割合の順序（最大値：赤，最小値：白）を示しており，赤色が濃いほど高値になっている．

歯科技工業の多様な業務モデルに関する研究①

歯科技工業の多様な業務モデルに関する研究

- 歯科技工業の労働実態を把握し、労働環境を構成する要素ごとに論点を整理。
- 歯科技工所と歯科診療所の間の委託契約の状況（方法・内容）や、歯科技工所内の雇用契約の状況の検証。
- 勤務環境（労働時間、収益等）にかかる要素ごとに利点・欠点を整理するとともに、当該業務モデルの効果的運用方法について提案し、当該業務モデルの導入に資するマニュアル等を作成する。

◆ 研究期間　：２年（平成29年度～平成30年度）

◆ 研究代表者：昭和大学　赤川安正客員教授

歯科技工業の多様な業務モデルに関する研究②

【結果の概要】

- 歯科技工所の労働環境について、労働環境改善への取り組み内容は、「作業環境の不具合がないようにする」が71.3%で最も多く、業務の効率化への取組内容としては「特定の補てつ物等のみの受注を行っている」が39.4%で最も多かった 。
- 歯科技工所の雇用契約の締結については、「家族以外の従業員がいないため不要」が60.2%で最も多く、就業規則は「作成していない」が77.8%で最も多かった。直近3年間の売り上げ状況をみると、「減少傾向」が最も多く、次いで「変化なし」であった。
- 歯科技工所と歯科診療所の間の委託契約の状況について、歯科技工所に聞いたところ、補てつ物等の製作受託に関する歯科医療機関との契約書を「取り交わしていない」が87.0%で最も多かった。同様に歯科医療機関に聞いたところ、補てつ物等の製作委託に関する歯科技工所との契約書を「取り交わしていない」が84.8%で最も多かった。
- 歯科技工所に勤務する歯科技工士の勤務環境をみると、1カ月の残業時間は「ほとんどない」が30.7%で最も多いものの、「100時間以上」が18.8%程度存在する。

結果（歯科技工士（歯科技工所勤務）からの回答）

第6回歯科技工士の養成・確保に関する検討会	資料3
平成31年3月4日	

直近3年間の就労時間の変化

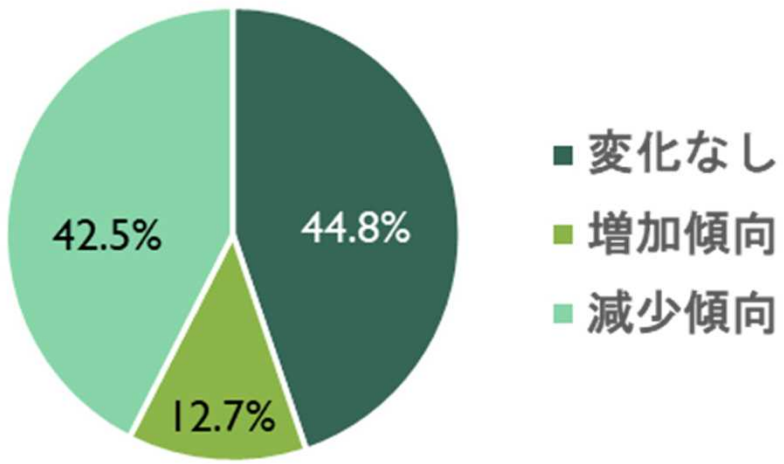

1カ月の残業時間

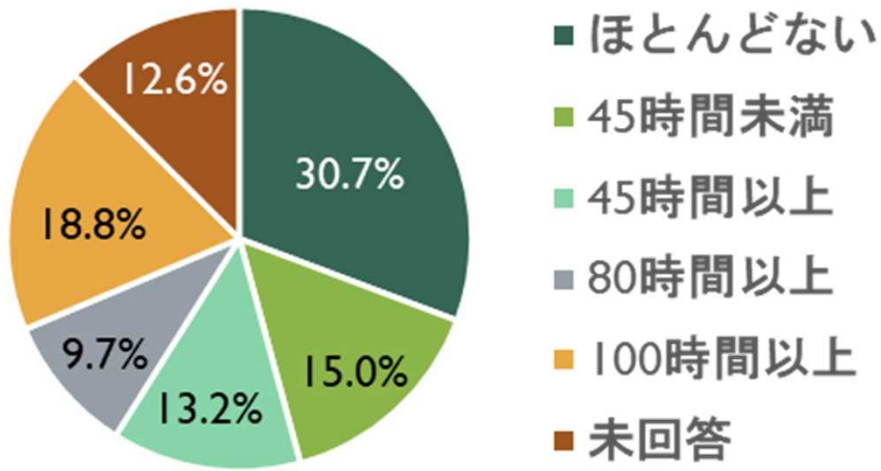

- 就労時間の変化：「変化なし」が最も多い(44.8%)。次いで「減少傾向」(42.5%)
- 1カ月の残業時間：「ほとんどない」が最も多い(30.7%)。「100時間以上」が18.8%

歯科技工士の業務内容の見直しに向けた調査研究①

歯科技工士の業務内容の見直しに向けた調査研究

- 歯科保健医療を取り巻く状況の変化やデジタル技術の著しい進歩普及等による歯科技工の変化に対応するため、歯科技工士の業務内容等に向けた検討を行う。
- 具体的には、以下を行う。
  ①歯科技工士のチェアサイドにおける業務に関する意向調査（歯科医師、歯科技工士）
  （現行で可能な業務及び今後の業務範囲の拡大に関する検討）
  ②歯科技工に関連するデジタルデータ取扱の実態調査　　等

◆ 研究期間　：１年（令和２年度）

◆ 研究代表者：明海大学　大川周治教授

歯科技工士の業務内容の見直しに向けた調査研究②

【結果の概要】

- 歯科技工士の業務について、歯科技工士がチェアサイドで患者に直接触れる業務に携わることについては、歯科技工士、歯科医師ともに8割以上が「賛成」又は「どちらかといえば賛成」だった。
- 歯科技工士がチェアサイドで行う業務として想定される行為は歯科技工士と歯科医師で異なっており、歯科医師のほうが、より多くの診療行為を歯科技工士が実施してもよいと考えている傾向にあった。
- 歯科技工所のデジタルデータの取扱について、8割弱の歯科技工所が歯科技工指示書を紙媒体のみで保管しており、特に個人経営の歯科技工所で多いことが明らかになった。
- 歯科技工物の考え方について、関係学会において、各領域の治療に用いるために製作されている「歯科技工物」を抽出し、分類、整理を行った。その結果、歯科技工士法制定当初には想定されていなかった口腔内装置（マウスガード、睡眠時無呼吸症候群のオーラルアプライアンス等）が歯科治療に必要な装置として、作成されていることが明らかとなり、現状を踏まえた歯科技工物の考え方の整理の必要性が示された。

歯科技工士の業務内容の見直しに向けた調査研究③

調査方法
対象：6,078名の歯科技工士（日本歯科技工士会の会員、日本歯科技工所協会の会員から無作為抽出）
　　3,200名の歯科医師（日本歯科医師会の会員、日本補綴歯科学会の専門医、日本老年歯科医学会の専門医および会員の中から無作為抽出）
方法：往復郵送調査

回収状況：3,326通回収（歯科技工士1,899通、歯科医師1,427通）、回収率：35.8%

調査内容
○　歯科技工士の診療への立ち合い（帯同）経験
○　歯科技工士が診療の一部に携わることへの考え　等

歯科技工士がチェアサイドの一部に携わることについての考え（歯科技工士対象）

「賛成」と「どちらかというと賛成」を合わせた肯定的意見は、約87%であった。

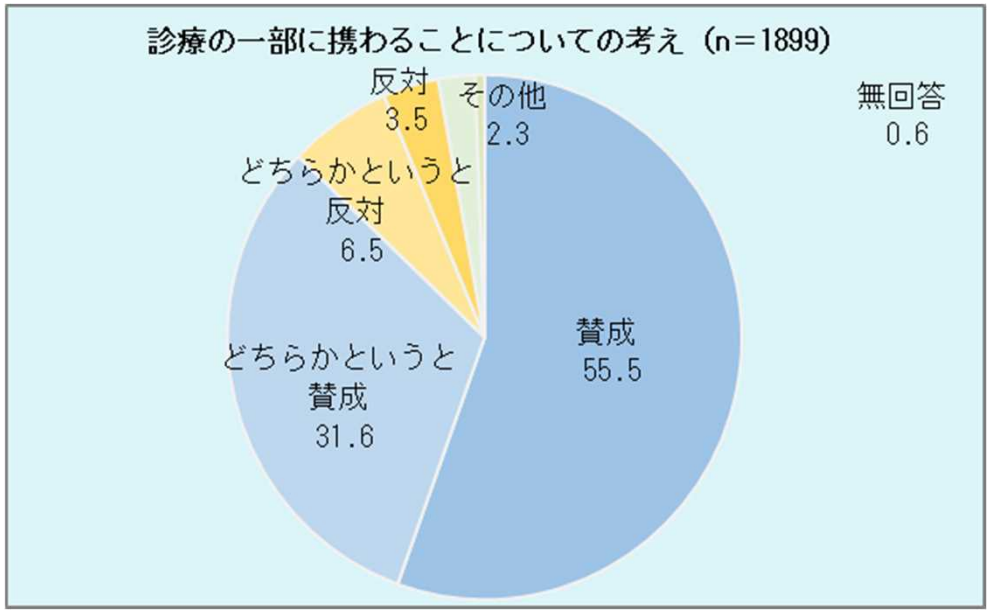

歯科技工士がチェアサイドの一部に携わることについての考え（歯科医師対象）

「賛成」と「どちらかというと賛成」を合わせた肯定的意見は、約92%であった。

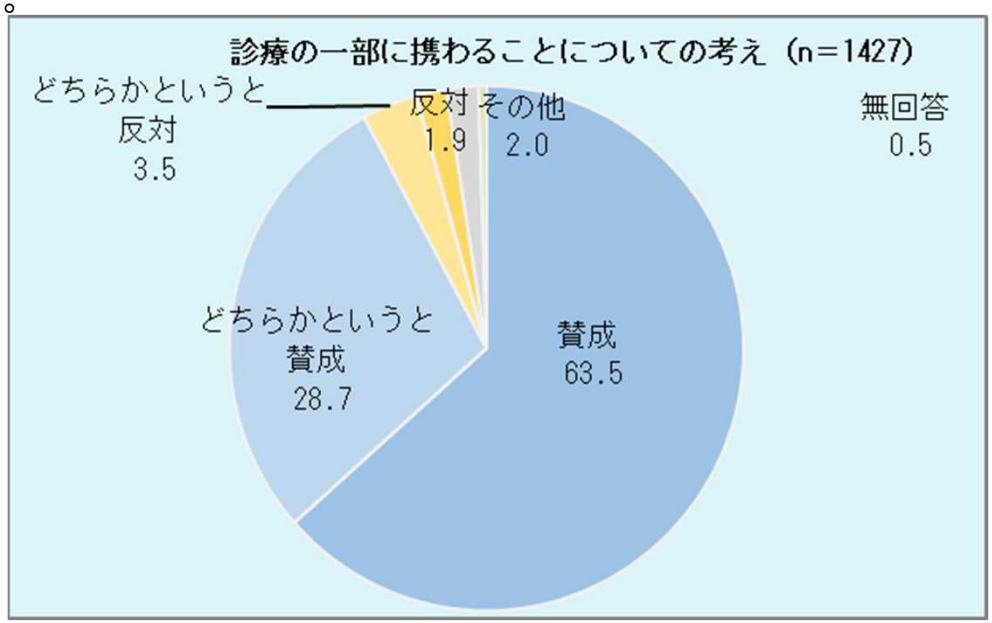

出典：厚生労働科学特別研究「歯科技工士の業務内容の見直しに向けた調査研究」

歯科技工業態に関する調査研究

◆ 歯科技工業態に関する調査研究

- 歯科保健医療を取り巻く状況の変化やデジタル技術の著しい進歩普及等による歯科技工の変化に対応するため、歯科技工士の業務内容や教育カリキュラムの見直し等に向けた検討を行う。

- 具体的には、以下を行う。
  ① 教育カリキュラムの実態調査
  ② 今後、歯科技工士に求められる業務内容と必要な教育カリキュラム等の検討
  ③ 歯科技工に関連するデジタルデータの取扱、テレワークのあり方等の考え方の整理

◆ 研究期間　:２年（令和３～４年度）

◆ 研究代表者:明海大学　大川周治教授

歯科技工士の業務のあり方等
に関するこれまでの検討状況について

規制改革実施計画（抜粋）
（令和3年6月18日閣議決定）

● **医療・介護分野における生産性向上**

・デジタル化の進展等に対応するための歯科技工業務の見直し

a　複数の歯科技工士等による歯科技工所の共同開設が可能であることを明確化し、周知する。*【令和３年度措置】*

b　他の歯科技工所や歯科技工所以外で行われる業務に対する歯科技工所の管理者の責任を明確化した上で、CAD/CAM装置等を用いた自宅等でのリモートワークが可能であること等を明確化し、周知する。*【令和３年度措置】*

c　歯科技工業務の前提となる歯科医師による指示、業務従事者や構造設備等について行うこととされる歯科技工所の届出の内容を見直した上で、歯科技工に使用する機器を複数の歯科技工所が共同利用することが可能であることを明確化し、周知する。*【令和３年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】*

d　歯科技工技術の高度化やデジタル化、歯科技工士の就業ニーズの変化を踏まえ、歯科技工所の構造設備基準や歯科技工士の新たな業務の在り方等を総合的に検討し、必要な措置を講ずる。　*【令和３年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】*

歯科技工士の養成・確保に関する検討会

＜趣旨＞
　今後、超高齢社会を迎え、患者に対して義歯等の歯科補てつ物が適切に提供される体制を構築するために、歯科技工士を取り巻く状況を踏まえつつ、歯科技工士の養成・確保に関して具体的に検討を行うため、歯科技工士の養成・確保に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

＜協議事項＞
歯科技工士の養成・歯科技工士の確保に関する事項

＜構成員＞
●赤川　安正　　昭和大学客員教授
　秋野　憲一　　札幌市保健福祉局保健所　母子保健・歯科保健担当部長
　大島　克郎　　全国歯科技工士教育協議会会長（第7回以降）
　尾﨑　順男　　全国歯科技工士教育協議会会長（第6回まで）
　小畑　真　　弁護士法人小畑法律事務所代表弁護士
　陸　　誠　　株式会社コアデンタルラボ横浜代表取締役社長
　桑名　良尚　　桑名歯科医院院長
　杉岡　範明　　公益社団法人日本歯科技工士会会長
　高橋　勝美　　株式会社オムニコ代表取締役社長
　傳寳　弥里　　アルモニア代表
　三井　博晶　　公益社団法人日本歯科医師会常務理事
　文部科学省　　（オブザーバー）
（●座長）

第1回検討会：平成30年5月15日
第2回検討会：平成30年7月5日
第3回検討会：平成30年9月6日
第4回検討会：平成30年11月19日
第5回検討会：平成31年1月17日
第6回検討会：平成31年3月4日
第7回検討会：令和元年10月31日
第8回検討会：令和元年12月12日

令和2年3月31日
「歯科技工士の養成・確保に関する検討会　報告書」 公表

歯科技工士の養成・確保に関する検討会報告書（令和2年3月31日）概要①

【歯科技工士の養成について】

○　教育内容について、**歯科技工士は歯科医療に従事する仕事であることを早期に実感することができるように**、歯科医療機関や歯科技工所の見学等を取り入れることを**推進**。

○　修業年限について、養成過程の修業年限については、現行で3年制養成課程が増加していない現状を鑑みると、現時点で必要修業年限を「3年以上」と法制化することは困難。

○　今後、**歯科技工士に求められる業務内容（歯科技工士の業務範囲の検討含む。）及びそのために必要な教育内容等について検討を行うこととし、修業年限についてもあわせて引き続き検討**。

○　**一学級の定員について**、現状において大半が30人以下であり、また10人以下の養成施設も一定数あることから、**現行の「10人以上35人以下」を「30人以下」と見直し**。

○　**在留資格について**、歯科技工士として就労しつつ研修が可能となるよう、期間を限定することや状況を把握すること等の**一定条件のもとに、在留資格を認める**ことを関係省庁とともに検討。

歯科技工士の養成・確保に関する検討会報告書（令和2年3月31日）概要②

【歯科技工士の確保について】

○　厚生労働科学研究結果等をふまえ、以下について周知。

（雇用契約の締結や就業規則作成・整備の必要性、歯科医療機関と歯科技工所との業務委託契約書の作成の推進）

○「歯科技工所業務形態改善等調査検証事業」（日本歯科技工士会への委託事業）において実施中の**業務改善の取組に関するモデル事業等の好事例等について**、全国の歯科技工所で**横展開が可能となるよう周知**。

○　今後の歯科医療の動向やデジタル化等の歯科技工に関する技術の進歩も踏まえ、必要な歯科技工士数について検討する必要がある。

歯科技工士の養成・確保に関する検討会報告書（令和2年3月31日）概要③

【歯科技工士の業務等について】

○　女性歯科技工士の増加等の背景をふまえ、多様な働き方が可能となるよう、デジタル技術を活用した**歯科技工（CAD）を行う際にテレワークを活用する場合の取り扱いを明確化**。

○　歯科技工士の業務内容について、**診療室（チェアサイド）**での歯科医師と歯科技工士の連携を推進するため、**現行法令上可能な業務内容を整理し、周知**。

○　**訪問歯科診療において**、歯科医師に歯科技工士が帯同する場合の業務のあり方及び**歯科技工を行う場所の考え方について整理**。

○　歯科医師と歯科技工士の連携を推進し、より質の高い歯科医療を提供する観点から、歯科技工士の業務範囲（歯科技工士が業務を行う上で直接患者の口腔内を触れることも想定される業務も含む。）については、歯科技工士養成過程における教育内容や必要な修業年限と併せて、引き続き具体的な検討を行う。

今後の進め方

今後の歯科技工士の業務のあり方等に関する検討スケジュール（案）

令和3年度		令和4年度			
9～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月

＜歯科技工士の業務形態について＞

・歯科技工におけるリモートワークのあり方
・歯科技工所間の連携のあり方　等

＜歯科技工士の業務内容、需給等について＞

・歯科技工士の業務について
　※チェアサイドにおける業務についても検討
・業務の検討に応じた教育内容等について　　等

歯科技工士の需給に関するとりまとめ

参考

＜歯科医療提供体制に関する議論＞

議論の進捗状況により、
必要に応じて開催

（新）歯科保健医療ビジョンとりまとめ

＜歯科医師、歯科衛生士の需給に関する議論＞

（歯科医療提供体制に関する議論の進捗状況をみつつ、開始）

歯科医師、歯科衛生士の需給に関するとりまとめ

歯科技工士の業務のあり方等に関する現状

○ 就業歯科技工士数は、平成30年の時点で約34,000人であり、近年、微減傾向にある一方で、就業歯科技工士のうち50歳以上の者の割合は増加傾向にあり、平成30年では50%となっている。
○ 歯科技工士の就業場所は、歯科技工所が約7割を占め、病院・診療所は年々減少傾向である。
○ 就業歯科技工士数別の歯科技工所数は、就業歯科技工士が「1名」の歯科技工所の割合が年々増加傾向にあり、約7割を占める。
○ 歯科技工士学校養成所数は及び入学者数は減少傾向である。
○ 歯科技工士として就業していない者が離職した年齢は20代が多く、離職した理由として、「給与・待遇の面」「仕事内容への不安」が上位を占めている。
○ 歯科技工所の労働環境については、歯科技工所に勤務する歯科技工士の1カ月の残業時間は「ほとんどない」が30.7%で最も多いものの、「100時間以上」が18.8%程度存在する。労働環境改善のため、「作業環境の不具合がないようにする」などの取組をしている歯科技工所があるほか、業務の効率化のため「特定の補てつ物等のみの受注を行っている」歯科技工所が多かった 。
○ 歯科技工士の業務について、歯科技工士がチェアサイドで患者に直接触れる業務に携わることについては、歯科技工士、歯科医師ともに8割以上が肯定的だった。

中長期的な課題

○ より質の高い歯科医療を提供するためには、歯科技工士の活躍が重要であり、歯科技工士の働きやすい環境づくりが求められる。一方で、人口が減少する中であっても、歯科技工士のなり手を確保するとともに、歯科治療の需要も踏まえながら、歯科技工の業務の効率化についても検討していく必要があるのではないか。

直近の検討すべき事項

【歯科技工士の業務について】

○ 歯科医師と歯科技工士の連携を推進し、より質の高い歯科医療を提供する観点から、チェアサイドにおける業務や患者に直接触れることも想定される業務も含め、歯科技工士の業務内容、歯科技工を行う場所についてどのように考えるか。
○ 歯科技工士の業務内容の検討結果に応じた教育内容等についても、検討が必要ではないか。

【歯科技工士の業務形態について】

○ CAD／CAM装置などデジタル技術を活用した歯科技工が増加傾向にある中、歯科技工所の勤務環境の改善や業務の効率化の観点から、歯科技工においてICTを活用したリモートワークや歯科技工所間の連携について、どのように考えるか。

参考

歯科技工士の養成・確保に関する検討会報告書の検討事項への対応方針

「歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会」で検討する事項

【歯科技工士の業務等について】

○ 女性歯科技工士の増加等の背景をふまえ、多様な働き方が可能となるよう、デジタル技術を活用した**歯科技工（CAD）を行う際にテレワークを活用する場合の取り扱いを明確化**。

○ 歯科技工士の業務内容について、**診療室（チェアサイド）**での歯科医師と歯科技工士の連携を推進するため、**現行法令上可能な業務内容を整理し、周知**。

○ **訪問歯科診療において**、歯科医師に歯科技工士が帯同する場合の業務のあり方及び**歯科技工を行う場所の考え方について整理**。

○ 歯科医師と歯科技工士の連携を推進し、より質の高い歯科医療を提供する観点から、歯科技工士の業務範囲（歯科技工士が業務を行う上で直接患者の口腔内を触れることも想定される業務も含む。）については、歯科技工士養成過程における教育内容や必要な修業年限と併せて、引き続き具体的な検討を行う。

【歯科技工士の確保について】

○ 今後の歯科医療の動向やデジタル化等の歯科技工に関する技術の進歩も踏まえ、必要な歯科技工士数について検討する必要がある。

【歯科技工士の養成について】

○ 教育内容について、**歯科技工士は歯科医療に従事する仕事であることを早期に実感することができるように**、歯科医療機関や歯科技工所の見学等を取り入れることを**推進**。

○ 修業年限について、養成過程の修業年限については、現行で3年制養成課程が増加していない現状を鑑みると、現時点で必要修業年限を「3年以上」と法制化することは困難。

○ 今後、**歯科技工士に求められる業務内容（歯科技工士の業務範囲の検討含む。）及びそのために必要な教育内容等について検討を行うこととし、修業年限についてもあわせて引き続き検討**。

「歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会」以外で検討する事項

【歯科技工士の確保について】

○ 厚生労働科学研究結果等をふまえ、以下について周知。

（雇用契約の締結や就業規則作成・整備の必要性、歯科医療機関と歯科技工所との業務委託契約書の作成の推進）

○ 「歯科技工所業務形態改善等調査検証事業」（日本歯科技工士会への委託事業）において実施中の**業務改善の取組に関するモデル事業等の好事例等について**、全国の歯科技工所で**横展開が可能となるよう周知**。

○ **在留資格について**、歯科技工士として就労しつつ研修が可能となるよう、期間を限定することや状況を把握すること等の**一定条件のもとに、在留資格を認める**ことを関係省庁とともに検討。

参考資料

歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業

令和３年度予算：5,381千円（ 5,381千円）

【目的】

・義歯などの歯科補てつ物については、歯科医療機関内又は歯科技工所において製作されるが、後者については、外部に作製が委託されることから、納品された歯科補てつ物が、患者自身でどこの技工所で誰が製作したかなどの情報が把握できない。

・このため、患者に対して歯科補てつ物に関する情報を院内掲示等により情報提供することで、安全・安心な歯科医療の提供に資するか検証を行うものである。

一般的な歯科補てつ物の製作過程（歯科技工所に製作を委託する場合）

患者に対して、

・作製する歯科技工所

・作製する歯科技工士

・作製工程

等について、

院内掲示やリーフレットの配布等により

情報提供を行う

歯科技工所業務形態改善等調査検証事業

令和３年度予算：15,157千円
（15,157千円）

【主旨】

- 歯科技工士を取り巻く環境は、１週間あたりの就業時間は61.5時間など、労働環境は改善されておらず、依然として厳しい状況となっている。他方で、歯科技工所の約８割は１人で管理を行っていることもあり、生産性を向上させるなど、様々な角度から労働環境等の改善に資する取組が必要とされている。
- なお、高齢化の進展に伴って、口腔機能の回復を図る観点から義歯治療等の補てつ物の需要は高まっているが、就業している歯科技工士のうち50歳以上の者が半数を占めることなど担い手の高齢化が生じており、今後10年で約6,000人不足することが指摘されている。
- このため、厚生労働科学研究（H29′～H30′）等の結果を踏まえつつ、業務形態（労働環境や収益等）の改善計画を実施する歯科技工所を公募・選定し、その結果を検証する事業を委託する。

【事業内容】

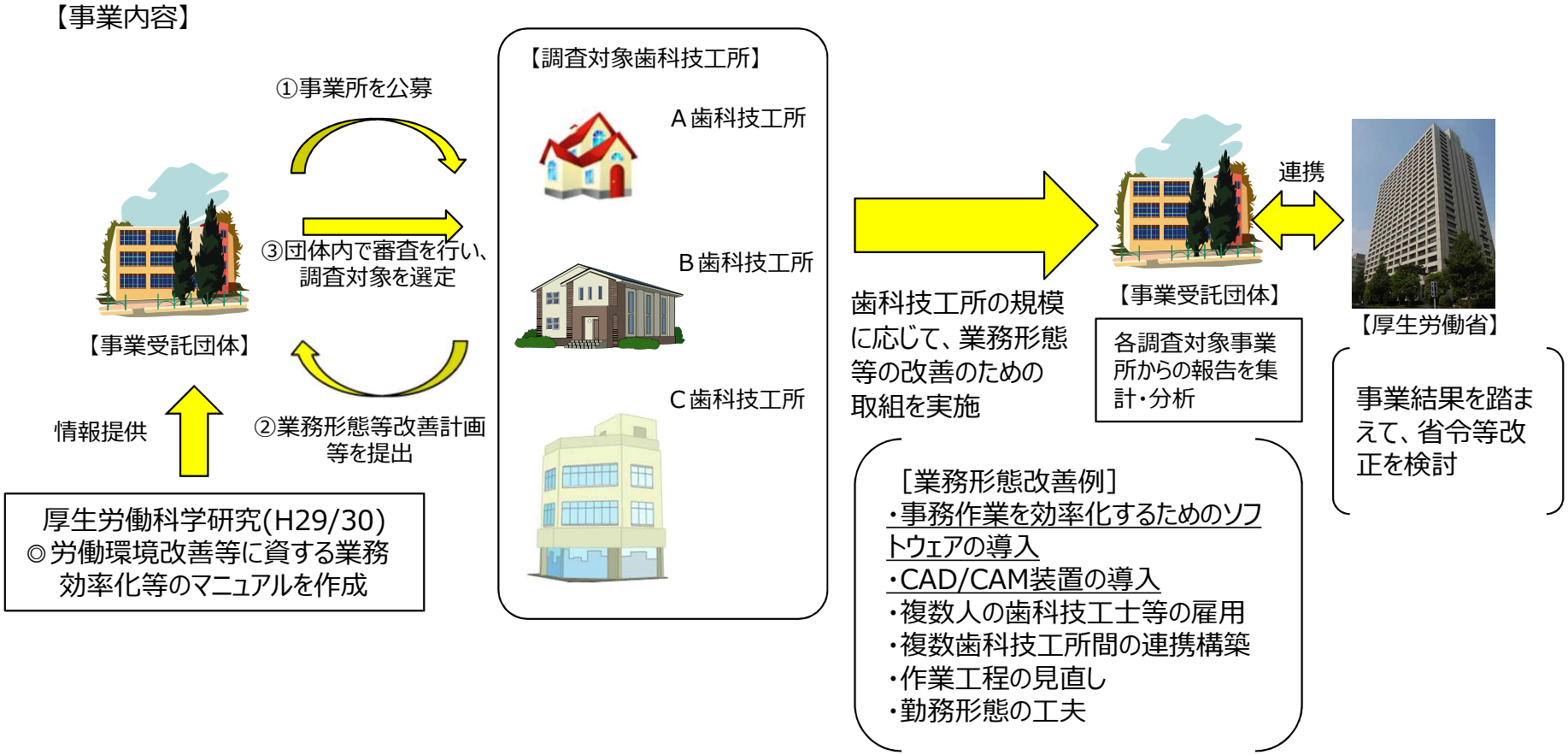

歯科技工士の人材確保対策事業

令和３年度予算：26,242千円
（15,116千円）

〇令和2年度～　歯科技工士の人材確保対策事業を1カ所（新潟県）で実施中

【背景】

◆ 歯科技工士の**就業率は約30%**（平成30年）であり、就業歯科技工士が高齢化

①現在歯科技工士として就業していない有資格者の**離職時の年齢**　⇒**「20～30歳未満」が約74%**

②**歯科医療機関に勤務する歯科技工士**

⇒歯科技工所に勤務する歯科技工士に比べ、**職業に対する意識が高い（やりがいを感じている）者の割合が高い**

➡ **卒後早期の歯科技工士に対する離職防止及び復職支援が重要**

【内容】

◆ **歯科技工士学校養成所等に研修施設を整備、運営**

・新人歯科技工士等が離職防止に資するような技術修練について、研修プログラムを策定するとともに、施設・機材を整備

◆ **歯科技工士実地研修を実施する上で必要な関係施設との調整、実施**

・研修指導者の下、実際の患者の歯科技工の実施や歯科診療所での診療の見学等、実際の臨床の現場における研修を実施

【課題】

◆「歯科技工士の養成・確保に関する検討会報告書」（令和2年3月）において、**歯科技工士の技術修練を含む復職支援の研修体制の整備が求められている**ことが指摘されている。

◆ 研修施設となる**歯科技工士学校養成所がない都道府県がある**

◆ 歯科診療所での研修は、義歯製作など一連の診療の見学を含むことから一定期間必要。

⇒**研修受講者が勤務の傍ら通えるアクセスしやすい環境**が必要

〇令和3年度～　歯科技工士の人材確保対策事業による研修の拡充

◆ 歯科技工士実地研修・技術修練部門の実施施設を増加

⇒離職防止・復職支援対策を充実し、歯科技工士の人材確保を推進

歯科技工におけるリモートワークについて

歯科技工所での歯科技工の流れ

「歯科技工」とは、特定人（患者）に対する歯科医療の用に供する入れ歯や被せ物などの補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工する業務（歯科医師がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く）をいう。

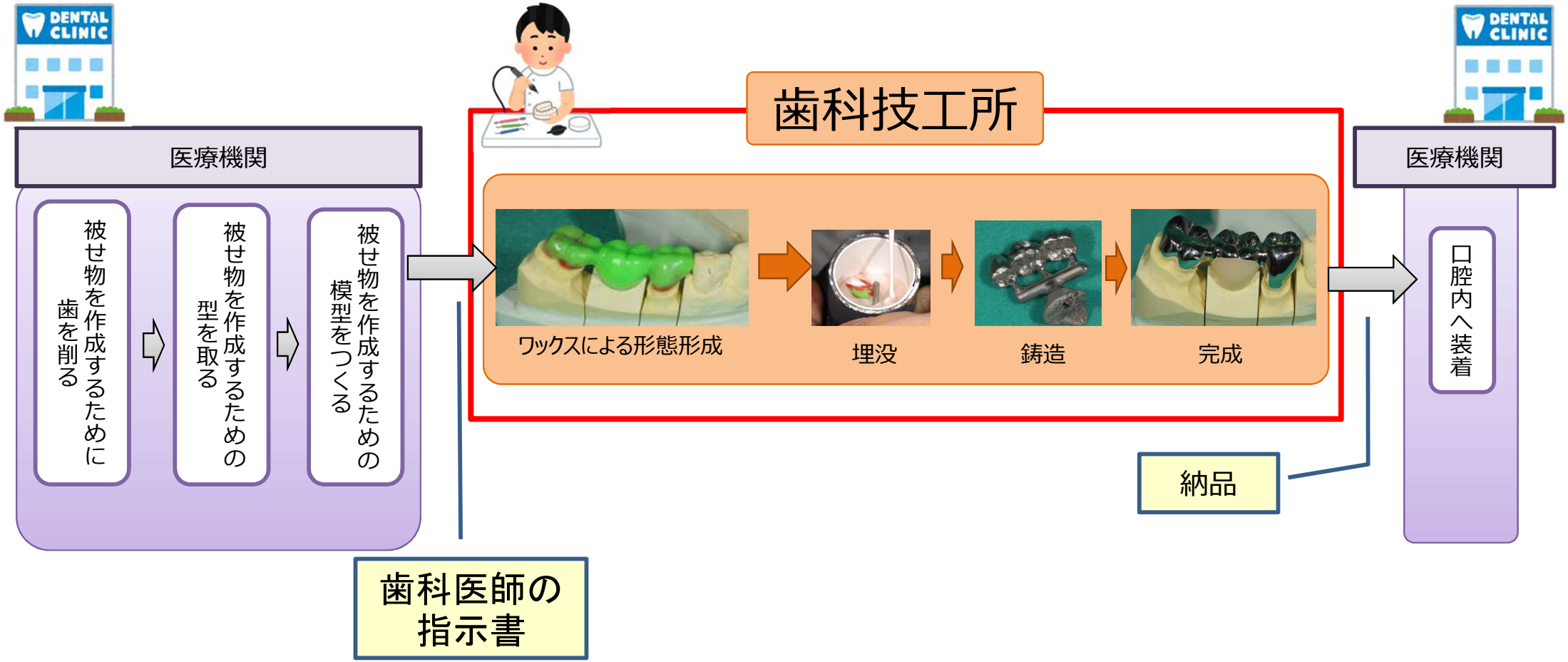

歯科用CAD/CAM装置を活用した歯科技工

＜概要＞
○　製作には下記に示すコンピュータ支援設計・製造ユニット（歯科用CAD／CAM装置）を導入する必要がある。
○　PC上で、スキャンした作業模型のデータをもとに歯科補てつ物等の設計（CAD）を行い、設計に基づき歯科切削加工用ブロックを削り出す（CAM）。
○　平成26年以降、一部は保険診療において使用することが可能となっている。

CAD/CAM（Computer-Aided-Design/Computer-Aided Manufacturing）を活用したクラウンの製作

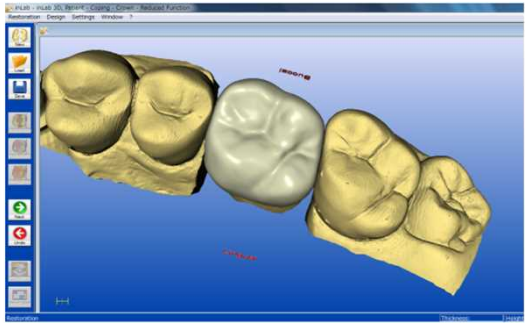

PC上で設計（ＣＡＤ）

設計に基づき削り出し（ＣＡＭ）

従来の金属冠

ＣＡＤ／ＣＡＭ冠

口腔内に装着

歯冠修復・歯冠補綴の実施状況

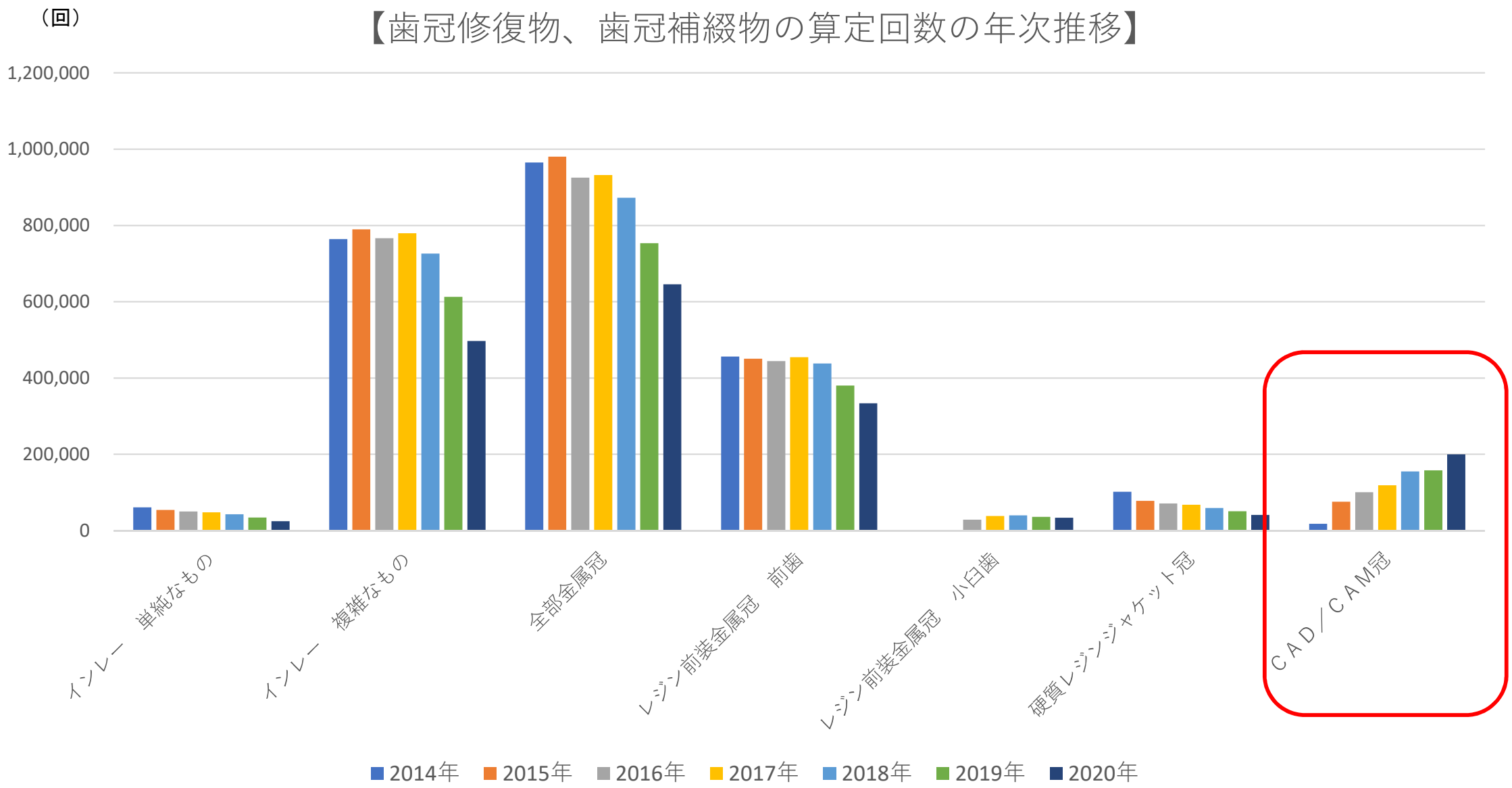

※6月審査分
※2014年は抽出調査による推計、2015年からはNDBに蓄積されたものによる全数集計
（出典:社会医療診療行為別統計）

歯科技工士法上の疑義について

「歯科技工士法上の疑義について」
（2016年４月７日　公社日技04-08号、公益社団法人日本歯科技工士会長）

照会事項
　特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工する行為（歯科医師がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く。）は、コンピューターを利用して行う過程も含め、歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第２条第１項に規定する歯科技工に該当すると解してよろしいか。

「歯科技工士法上の疑義について」
（平成28年４月11日　医政歯発0411第３号　厚生労働省医政局歯科保健課長通知）

貴見のとおり。

歯科技工所、歯科技工を行う場所に関する現行法令等

歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）	
（用語の定義） 第二条	この法律において、「歯科技工」とは、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することをいう。ただし、歯科医師（歯科医業を行うことができる医師を含む。以下同じ。）がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く。
第二条　２	この法律において、「歯科技工士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科技工を業とする者をいう。
第二条　３	この法律において、「歯科技工所」とは、歯科医師又は歯科技工士が業として歯科技工を行う場所をいう。ただし、病院又は診療所内の場所であつて、当該病院又は診療所において診療中の患者以外の者のための歯科技工が行われないものを除く。

歯科技工士の養成・確保に関する検討会報告書（令和2年3月31日）概要③

【歯科技工士の業務等について】

○　女性歯科技工士の増加等の背景をふまえ、多様な働き方が可能となるよう、デジタル技術を活用した**歯科技工（CAD）を行う際にテレワークを活用する場合の取り扱いを明確化**。

○　歯科技工士の業務内容について、**診療室（チェアサイド）**での歯科医師と歯科技工士の連携を推進するため、**現行法令上可能な業務内容を整理し、周知**。

○　**訪問歯科診療において**、歯科医師に歯科技工士が帯同する場合の業務のあり方及び**歯科技工を行う場所の考え方について整理**。

○　歯科医師と歯科技工士の連携を推進し、より質の高い歯科医療を提供する観点から、歯科技工士の業務範囲（歯科技工士が業務を行う上で直接患者の口腔内を触れることも想定される業務も含む。）については、歯科技工士養成過程における教育内容や必要な修業年限と併せて、引き続き具体的な検討を行う。

規制改革実施計画（抜粋）
（令和3年6月18日閣議決定）

● **医療・介護分野における生産性向上**

・デジタル化の進展等に対応するための歯科技工業務の見直し

a　複数の歯科技工士等による歯科技工所の共同開設が可能であることを明確化し、周知する。*【令和３年度措置】*

b　他の歯科技工所や歯科技工所以外で行われる業務に対する歯科技工所の管理者の責任を明確化した上で、CAD/CAM装置等を用いた自宅等でのリモートワークが可能であること等を明確化し、周知する。*【令和３年度措置】*

c　歯科技工業務の前提となる歯科医師による指示、業務従事者や構造設備等について行うこととされる歯科技工所の届出の内容を見直した上で、歯科技工に使用する機器を複数の歯科技工所が共同利用することが可能であることを明確化し、周知する。*【令和３年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】*

d　歯科技工技術の高度化やデジタル化、歯科技工士の就業ニーズの変化を踏まえ、歯科技工所の構造設備基準や歯科技工士の新たな業務の在り方等を総合的に検討し、必要な措置を講ずる。　*【令和３年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】*

歯科技工におけるテレワーク

○　令和２年度厚生労働科学特別研究事業「歯科技工士の業務内容の見直しに向けた調査研究」において、歯科技工におけるデジタルデータの管理方法等に関する現状把握や課題の分析中であるが、令和３年度は新たに厚生労働科学研究事業「歯科技工業務に関する調査研究」を行い、課題に対する対応策等について検討する予定である。

○　これらの研究結果を踏まえ、歯科技工における適切なデジタルデータの取扱いについて整理するとともに、歯科技工士の多様な働き方を推進するよう、管理者の監督下にある歯科技工士の場合にはリモートワーク（テレワーク）を認める方向で、歯科技工におけるテレワークの活用についても検討を進めていく。

歯科技工所のテレワーク（イメージ）

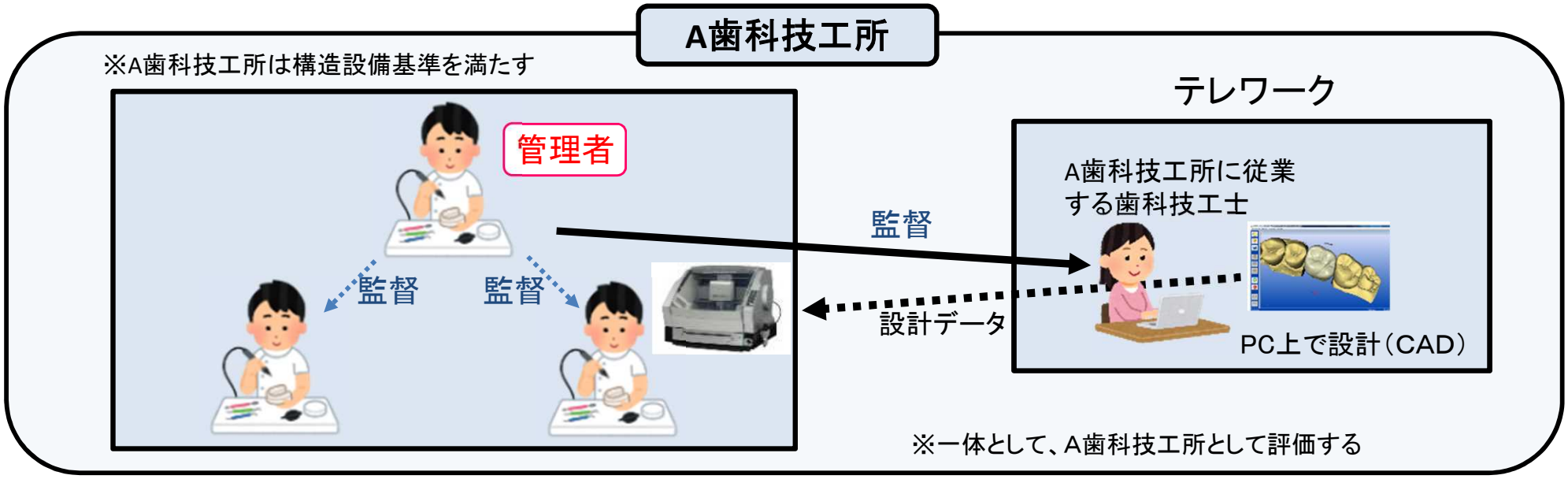

歯科技工士の業務内容の見直し等に関する厚生労働科学研究の状況

歯科保健医療を取り巻く状況の変化やデジタル技術の著しい進歩普及等による歯科技工の変化に対応するため、歯科技工士の業務内容や教育カリキュラムの見直し等に向けた検討を行う。

◆ 歯科技工士の業務内容の見直しに向けた調査研究

①歯科技工士のチェアサイドにおける業務に関する意向調査（歯科医師、歯科技工士）
（現行で可能な業務及び今後の業務範囲の拡大に関する検討）
②歯科技工に関連するデジタルデータ取扱の実態調査　　等

- 研究期間　：1年（令和2年度）
- 研究代表者：明海大学　大川周治教授

◆ 歯科技工業態に関する調査研究

① 教育カリキュラムの実態調査
② 今後、歯科技工士に求められる業務内容と必要な教育カリキュラム等の検討
③ 歯科技工に関連するデジタルデータの取扱、テレワークのあり方等の考え方の整理

- 研究期間　：2年（令和3，4年度）
- 研究代表者：明海大学　大川周治教授

歯科技工士に関連するデジタル処理業務に関する調査

調査方法
対象：1,103の歯科技工所(日本歯科技工士会の会員、日本歯科技工所協会の会員から無作為抽出)
方法：往復郵送調査

回収状況：226通回収（回収率：20.5%）

調査内容
○　歯科技工指示書の保管方法、デジタル化の現状
○　CAD/CAM装置に係るデジタルデータに関する調査
○　装置の所有状況とデジタルデータの受け渡し方法
○　CADデータのデザイン業務を行う場所
○　オンラインでの医療情報の授受
　等

出典：厚生労働科学特別研究「歯科技工士の業務内容の見直しに向けた調査研究」

CADデータのデザインを行う場所について

○　CADデータのデザイン業務を行う場所についてどう考えるかは、「歯科技工所内で、専用PCを使用することが望ましい」との回答が約75%、次いで、「歯科技工所以外、セキュリティを担保したPCなら、場所・所有者を限定せずに実施を検討すべき」が約35%であった。

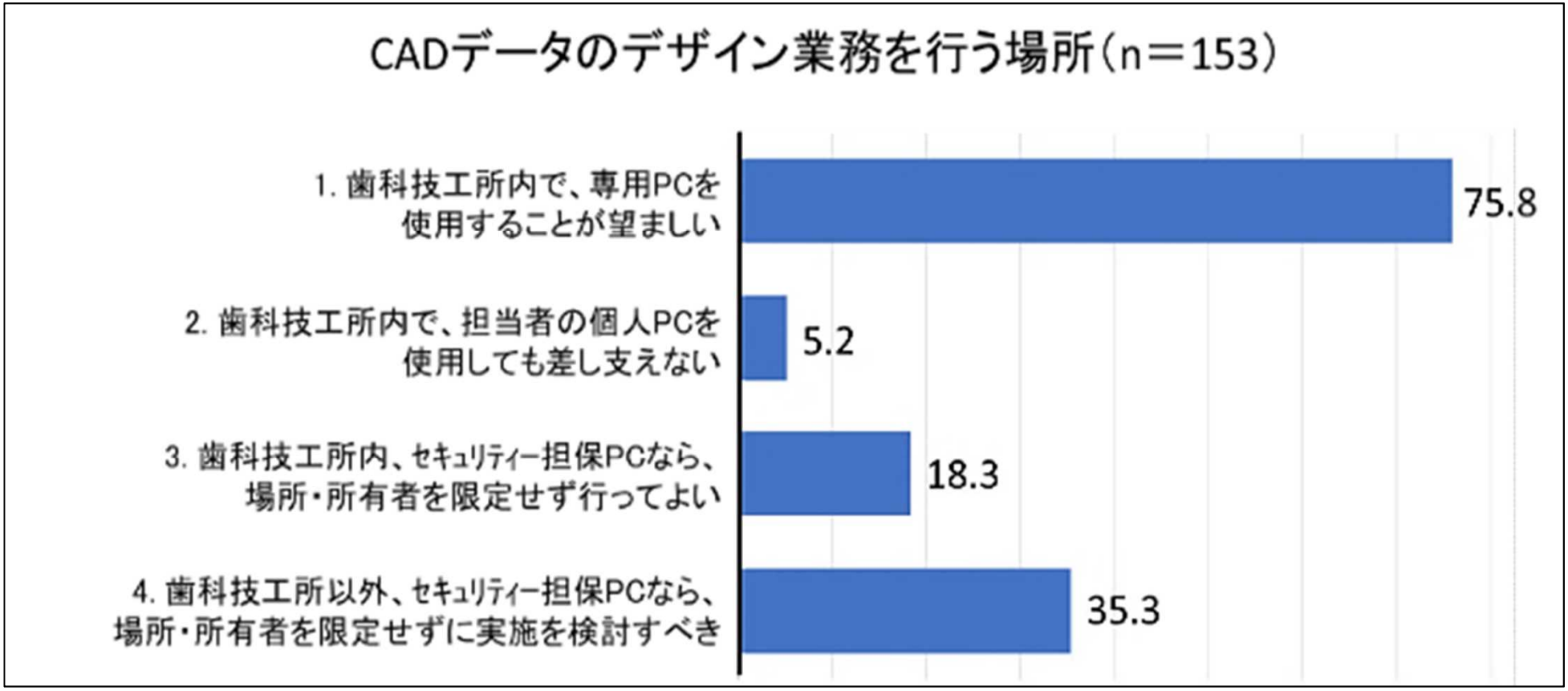

出典：厚生労働科学特別研究「歯科技工士の業務内容の見直しに向けた調査研究」

歯科技工指示書の電子化の状況

○　歯科技工指示書の保管方法は、紙媒体のみでの保管が77.3%と多く、電子媒体での保管でも紙媒体を併用している場合が多かった。
○　歯科技工指示書デジタル化の方法は、「すべての情報を入力している」が約30%（31.4%）のみで、多くが一部のみを入力（53.0%）、あるいは紙媒体全体をスキャン（17.6%）していた。

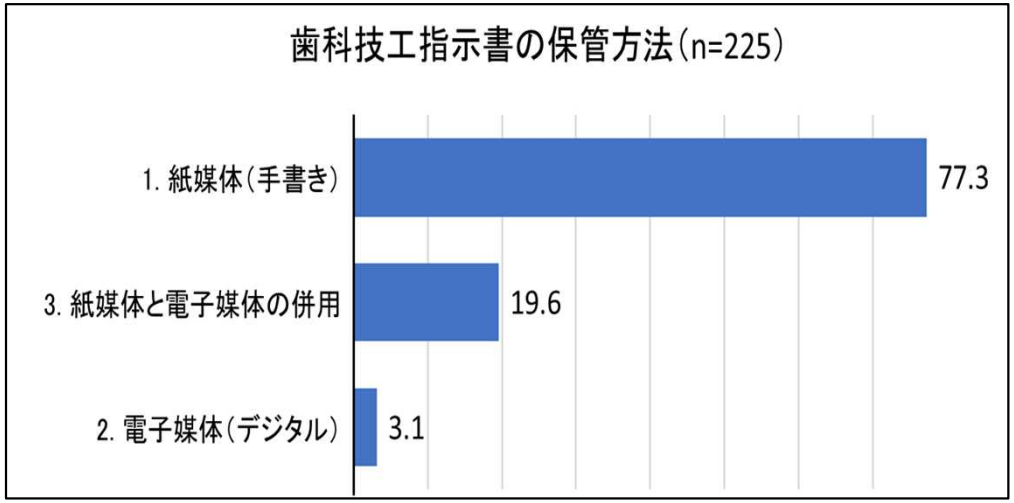

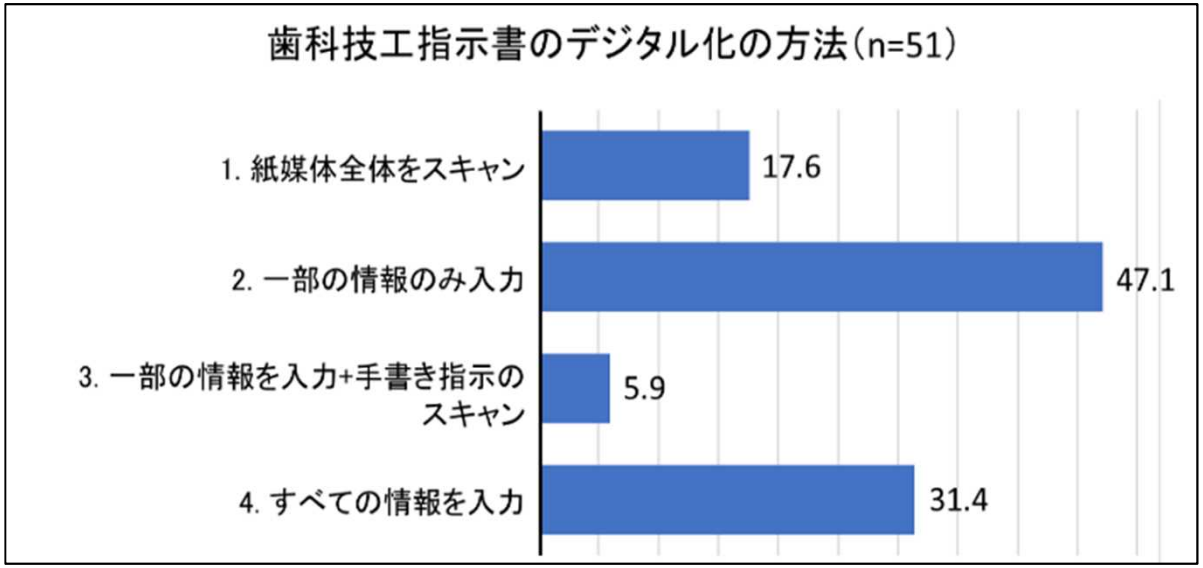

出典：厚生労働科学特別研究「歯科技工士の業務内容の見直しに向けた調査研究」

歯科技工におけるリモートワークの現状

○　近年、CAD/CAM等によるデジタルデータを利用した歯科技工が急速に拡大しているが、これらは、コンピュータを利用して行う過程も含め、歯科技工士法に規定する歯科技工に該当すると解釈されている。

○　「歯科技工士の養成・確保に関する検討会」の報告書（令和２年３月）において、「CADを行う際にテレワークを活用する場合の取り扱いを整理する。」旨が言及されている。

○　「規制改革実施計画（令和３年６月18日閣議決定）」において、「他の歯科技工所や歯科技工所以外で行われる業務に対する歯科技工所の管理者の責任を明確化した上で、CAD/CAM装置等を用いた自宅等でのリモートワークが可能であること等を明確化し、周知する。」こととされている。

○　令和２年度厚生労働科学特別研究事業「歯科技工士の業務内容の見直しに向けた調査研究」の結果から、

・CADデータのデザイン業務を行う場所については、「歯科技工所内で、専用PCを使用することが望ましい」が約75％で最も多い。

・歯科技工指示書の保管方法は紙媒体のみでの保管が77.3%と多く、デジタル化している場合にその方法は、「すべての情報を入力している」が約30%（31.4%）のみで、多くが一部のみを入力（53.0%）、あるいは紙媒体全体をスキャン（17.6%）していた。

という状況である。

論点

○　歯科技工におけるリモートワークを行う場所、リモートワークを行う者についてどう考えるか。
○　歯科技工においてリモートワークが想定される業務として、どのような業務が考えられるか。
○　歯科技工におけるデジタルデータの情報管理や、歯科技工所と歯科医療機関とのデジタルデータの授受方法についてどう考えるか。